

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋 田 市 役 所  
編集兼 中 島 修  
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

告 示

- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退について（第1号）…………… 1
- 結核予防法による医療機関の指定について（第2号）…………… 1
- 障害者自立支援法による指定自立支援機関の指定について（第3号）…………… 2
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第4号）…………… 2
- 納税通知書の公示送達について（第5号）…………… 2
- 納税通知書の公示送達について（第6号）…………… 2
- 放置自転車等の撤去および保管について（第7号）…………… 3
- 交付要求通知書の公示送達について（第8号）…………… 3
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第9号）…………… 3
- 住民票の職権消除について（第10号）…………… 3
- 現金取扱員への再委任について（第11号）…………… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第12号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第13号）…………… 4
- 住民票の写しおよび国民健康保険被保険者証の無効について（第14号）…………… 4
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第15号）…………… 4
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第16号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第17号）…………… 5
- 生活保護法による介護機関の指定について（第18号）…………… 5
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第19号）…………… 5
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第20号）…………… 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第21号）…………… 6

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第1号）…………… 6

選 管 告 示

- 平成19年度の検察審査員候補者について（第1号）…………… 6

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第1号）…………… 7
- 農業委員会の招集について（第2号）…………… 7

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第1号）…………… 7

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について…………… 7
- 土地収用法施行令による公告について…………… 8
- 入札参加業者の公募について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 入札参加希望者の公募について…………… 10
- 建築基準法による総合的設計による一団地の建築物の認定について…………… 11
- 都市計画道路の変更にかかわる図書の写しの縦覧について…………… 11
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について…………… 12
- 連担建築物設計による一定の一団の土地の区域の建築物の認定について…………… 12
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 12
- 財政報告書の公表について…………… 12
- 公示による通知について…………… 39

上 下 水 道 局 告 告

- 入札参加希望者の公募について…………… 39
- 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請の受付について…………… 40
- 入札参加希望者の公募について…………… 41
- 入札参加希望者の公募について…………… 42

告 示

秋田市告示第1号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成19年1月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	辞 退 年月日
マルナカ薬局	秋田市中通一丁目4番36号	平成18年 10月31日

秋田市告示第2号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療を担当させる機関の指定を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成19年1月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
マルナカ薬局	秋田市中通二丁目1番36号	平成18年11月16日

**秋田市告示第3号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年1月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：耳鼻咽喉科に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
小泉耳鼻咽喉科	秋田市中通二丁目1番41号	平成19年1月1日

(2) 担当する医療の種類：整形外科に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田県太平療育園	秋田市新屋下川原町2番1号	平成19年1月1日

(3) 担当する医療の種類：脳神経外科に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	平成19年1月1日

(4) 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人和光会秋田共立病院	秋田市南通亀の町14番23号	平成19年1月1日

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
内科	後 藤 博 之	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
整形外科	白 幡 毅 士	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2
循環器科	寺 田 健	秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町6番17号
耳鼻咽喉科	花 田 巨 志	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2
耳鼻咽喉科	齊 藤 隆 志	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2

**秋田市告示第5号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年1月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	平成19年1月1日
------	-----------------	-----------

(5) 担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
あんど矯正歯科クリニック	秋田市東通二丁目1番3号	平成19年1月1日
加藤歯科医院	秋田市中通六丁目4番33号	平成19年1月1日
いしかわ歯科・矯正歯科	秋田市広面字野添181番地	平成19年1月1日

(6) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
アルヴェいわま薬局	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ1F	平成19年1月1日
登町薬局	秋田市榎山登町8番17号	平成19年1月1日

2 指定自立支援医療機関（更生医療）

(1) 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地1	平成19年1月1日

**秋田市告示第4号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により告示する。

平成19年1月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成18年度国民健康保険税納税通知書

**秋田市告示第6号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年1月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
番 場 政 治  
秋田市金足下刈字北野71番地の5
- 2 送達する書類  
平成18年度市民税・県民税納税変更通知書

秋田市告示第7号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年1月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 20台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成18年12月16日から同年12月31日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成19年1月26日から平成19年7月26日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第8号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年1月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
齊 藤 義 昭  
秋田市牛島東六丁目4番8号 コーポ石塚5号

- 2 送達する書類  
交付要求通知書

秋田市告示第9号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年1月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状

秋田市告示第10号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年1月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

秋田市中通五丁目1番1号 グランドメゾン 秋田607	鳴海 孝悦
秋田市下北手松崎字大巻113番地7 KRビル1F	佐々木博彦
秋田市大町五丁目7番40号 コンチネンタル 秋田601号	齋藤 栄一
秋田市東通仲町9番1号 メゾンクレール秋 田101号	中山 明美
秋田市榎山川口境22番12号	深作 勇
秋田市榎山川口境22番12号（更）秋田至仁 会	細川 顕 会
秋田市保戸野金砂町4番26号 市営住宅14号	古宇田春雄
秋田市保戸野金砂町4番26号 市営住宅14号	古宇田豊彦

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できません

が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年1月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
黒沢 光伸	佐藤 サツ	母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務

秋田市告示第12号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年1月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成19年1月1日から同年1月15日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成19年2月1日から平成19年8月1日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成19年1月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
水沢自治会
- 2 認可年月日  
平成15年4月3日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 伊 藤 信 雄  
秋田市雄和平沢字水沢73番地  
変更後 伊 藤 新 一  
秋田市雄和平沢字水沢77番地
- 4 変更年月日  
平成19年1月18日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第14号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条に基づく平成18年12月12日付けの下記転居届は、本人の意思に基づかない第三者による虚偽の届出であることが判明したのでこれを取り消すこととし、交付した住民票の写しおよび国民健康保険被保険者証を無効とする。  
平成19年1月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久  
記

- 1 取消しをする転居届
  - (1) 住 所 秋田市山王中島町2番39号  
檜岡アパート101号
  - (2) 氏 名 川 村 滋
  - (3) 生年月日 昭和20年4月3日
- 2 無効とする住民票の写し  
平成18年12月12日から平成19年1月10日までに交付されたすべてのもの
- 3 無効とする国民健康保険被保険者証  
番号 1 1 9 5 2 3 9

秋田市告示第15号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年1月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成18年度介護保険料納入通知書  
平成18年度介護保険料督促状

**秋田市告示第16号**

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成19年1月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
366	秋田市寺内蛭根一丁目3番34号	サークルK寺内蛭根店

**秋田市告示第17号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年1月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
萱ヶ沢自治会
- 2 認可年月日  
平成9年2月7日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 片 桐 登司夫  
秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢35番地  
変更後 京 極 藤 美  
秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地
- 4 変更年月日  
平成19年1月26日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第18号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年1月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
なでしこの家	秋田市金足追分字海老穴223番地	平成19年1月1日

遊 心 苑 訪問リハビリテー ション事業所	秋田市添川字境内川原196番地1	平成18年11月1日
ショーツステイ 美 し き 郷	秋田市金足小泉字瀧向39番地1	平成19年1月10日
もみの木デンタル ク リ ニ ッ ク	秋田市飯島字堀川10番地	平成18年12月18日
医 療 法 人 玉 木 歯 科 医 院	秋田市旭南三丁目8番3号	平成19年1月5日

**秋田市告示第19号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第54条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年1月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
もみの木デンタル ク リ ニ ッ ク	秋田市飯島字堀川10番地	平成18年12月18日
柴 田 医 院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11	平成18年12月16日
医 療 法 人 玉 木 歯 科 医 院	秋田市旭南三丁目8番3号	平成19年1月5日

- 2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
水 上 歯 科 医 院	秋田市將軍野南二丁目5番21号	平成18年11月30日
柴 田 医 院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11	平成18年12月15日
玉 木 歯 科 医 院	秋田市旭南三丁目8番3号	平成19年1月4日

**秋田市告示第20号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年1月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）  
(1) 担当する医療の種類：整形外科に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	平成19年2月1日

(2) 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
おのぼ腎泌尿器科 クリニック	秋田市仁井田字中新田80 番地	平成19年 2月1日

(3) 担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ほどの矯正歯科ク リニック	秋田市保戸野千代田町2 番58号	平成19年 2月1日

(4) 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者

名 称	訪問看護ステーション等 の名称および所在地	指 定 年月日
秋田県厚生農業共 同組合連合会	厚生連あきた訪問看護ス テーション 秋田市飯島西袋一丁目1 番1号	平成19年 2月1日

秋田市告示第21号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田  
市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば  
き人を次のとおり指定したので告示する。

平成19年1月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所お

第1群（59名）

川 名 榮 子	堀 川 裕 之	田 口 友 和	鎌 田 美香子	加賀谷 強
阿 部 信 雄	瀧 口 勇	北 島 千 秋	鎌 田 ミ サ	阿久津 静子
青 木 トモ子	青 木 貴 子	相 原 俊 一	佐 藤 徳 正	相 場 陽 子
相 場 重太郎	相 澤 孝	石 黒 與三郎	佐 藤 俊 通	京 屋 ト ミ
鈴 木 フサ子	鈴 木 由香利	高 橋 茜	石 川 恭 輔	保 坂 禎 子
黒 墨 恵	小 川 忠 司	谷 ひろみ	山 田 伸	小 林 千 秋
小 松 俊 逸	佐 藤 鈴 子	倉 持 明 夫	藤 本 妙 子	奥 山 雄 太
目 黒 一 男	石 井 孝 子	山 崎 幸 子	阿 部 良 子	小 玉 垂 依
堀 エ シ	小 玉 清	金 野 やす子	佐 藤 ミ キ	米 川 珠 美
根 本 和 子	大 山 ト シ	伊 藤 功 平	永 井 睦 子	小 松 勉
齊 藤 彰 夫	猿 田 孝 悦	猿 田 美穂子	佐 藤 佐太郎	平 野 智 子
村 山 千榮子	小 松 喜 美	今 野 榮 子	石 田 亮	

第2群（59名）

齋 藤 カツエ	近 藤 ヒ サ	小 林 乙 彦	石 井 恵美子	水戸屋 好 司
佐 藤 信 一	竹 谷 順 子	石 塚 悟	佐 藤 卓 英	鈴 木 則 子
伊 藤 克 美	古 屋 宏 子	川 原 ヤ エ	松 本 末 藏	齊 藤 ミヤ子
藤 田 由 香	奥 田 欣 子	加賀谷 美 幸	柏 谷 晃	藤 田 容 子
永 澤 淳 子	村 岡 良 二	鎌 田 義 孝	小 形 忠 男	菅 原 昭 夫
伊 藤 真 弓	芳 賀 五 月	堀 内 康 咲	国 安 政 子	永 澤 弘 子
佐々木 純 一	佐 藤 由 佳	佐々木 チ エ	大 川 善 子	坂 井 幸 子
遠 間 留美子	堀 直 藏	鈴 木 キ ヨ	水 野 恭 造	坂 本 弘 子
大 嶋 順 子	柏 谷 ハナ子	越前屋 榮	保 坂 智恵子	尾 形 洋 子
辻 永 讓	三 浦 ミサ子	吉 田 ミ ヨ	大 山 アエ子	鈴 木 ひろ子
久米川 勇	吉 田 昭 一	宇佐美 ユリ子	宇佐美 厚 子	加 藤 ミツ子
中 村 義 雄	宮 堀 隆 二	一ノ関 実 枝	横 山 仁	

よび名称

指定番号	住 所	名 称
330-10	秋田市中通五丁目11番8 号	サークルK南通店

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

平成19年1月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室  
に教育委員会定例会を招集する。

平成19年1月11日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

選 管 告 示

秋市選管告示第1号

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により検  
察審査員候補者の予定者および同候補者の選定を行った結果、秋  
田市における平成19年度の檢察審査員候補者となった者の氏名は  
次のとおりであるので、同法第11条第2項の規定により告示する。

平成19年1月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

第3群 (58名)

花田 百合子	笹 渕 了	佐 藤 真樹子	遠 藤 真理子	吉 田 正 陽
佐 藤 三市郎	鈴 木 満	川 尻 宝	松 澤 満喜子	佐 藤 オスマ
今 坂 昭一郎	高 西 千 治	中 橋 俊 哉	進 藤 ア サ	吉 田 弘 子
半 田 佳 子	鈴 木 浩 子	工 藤 昭 子	工 藤 幸 子	土 田 高
留 目 八重子	永 井 由紀子	菅 原 淳	佐 藤 弘 美	横 山 真 弓
萩 原 久	保 坂 里都子	菅 生 有糸子	杉 山 正 志	五十嵐 シゲ
佐々木 満	奈 良 淳	長 門 アヤ子	熊 谷 春 美	北 嶋 歩
伊 藤 兼 光	小 野 律 子	小 野 美恵子	藤 井 孝 介	小野寺 サキ子
寺 西 由美子	太 田 久 弥	藤 原 三 郎	武 石 新太郎	戸井田 佳 生
中 嶋 テイ子	中 村 ツ サ	佐 藤 ユ リ	鈴 木 晃 雄	高 橋 久美子
伊 吹 勝 三	鈴 木 涉	小田島 和 子	太 田 陽 子	田 口 恵美子
小 野 恵理子	佐々木 俊 英	吉 川 昭 子		

第4群 (58名)

山 口 ヒロ子	大 渕 潤	松 井 ハ ル	佐 藤 陽 子	柏 谷 正 宏
大 友 晴 佳	大 山 洋 子	齋 藤 美津子	五十嵐 幸 一	金 子 チ ヨ
伊 藤 義 春	高 橋 美 季	阿 部 玲 子	佐々木 ナ ヲ	森 忠 司
相 澤 健	佐々木 晴 美	鈴 木 チ ヌ	柳 原 悦 子	大 関 芳 和
佐々木 安 男	佐 藤 儀 政	下 田 ギ ン	洪 谷 光 雄	白 田 幸 一
渡 部 悦 子	石 井 ア エ	阿 部 享 子	新 開 由 規	大 地 美 紀
児 玉 千 穂	湊 屋 裕 子	三 國 聡	三 浦 幸 子	挽 野 正 寛
佐 藤 幸 徳	鎌 田 レイ子	田 原 リ エ	加 藤 眞知子	金 澤 晃 二
門 脇 浩 子	石 山 大 介	草 野 光二郎	加 藤 礼 子	鈴 木 廣 美
高 田 直一郎	鈴 木 浩	安 藤 ミ ヌ	伊 藤 洋 介	池 端 淑 子
菅 美穂子	安 田 昇	熊 谷 正 博	鈴 木 京 子	丹 尾 友 和
三 浦 恵美子	諸 岡 優 子	佐々木 美佐子		

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成19年1月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年1月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市下北手梨平字向田74番地2 長谷部幸栄の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外37件

秋田市農委告示第2号

平成19年1月31日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年1月24日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審議の件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第1号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年1月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 センユウ興業	五十嵐幸晶	大仙市大曲西根字中嶋455番地

- 2 指定日

平成19年1月10日

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成19年1月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
ア 氏 名 株式会社秋田ショッピングセンター

代表取締役 井 川 東 良

イ 住 所 秋田県秋田市中通二丁目8番1号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 秋田ショッピングセンター

イ 所 在 地 秋田県秋田市中通二丁目8番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

および住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 変更前 別紙1(省略)のとおり

(イ) 変更後 別紙2(省略)のとおり

(4) 変更年月日 平成18年9月7日

(5) 変更理由 営業政策変更のため

2 届出年月日 平成18年12月22日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成19年1月4日～平成19年5月7日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田県収用委員会から次のとおり公示送達がありましたので、土地収用法施行令第5条第4項の規定により公告する。

平成19年1月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事件名

秋田都市計画道路事業3・4・14号川尻広面線に係る土地収用事件

2 書類の名称

平成18年12月20日付け秋収委-98「裁決書」

3 送達を受けるべき者

住所不明

秋田市旭北寺町121番2の土地登記簿表題部所有者欄名義人 渡 部 善八郎 外302名

4 公示送達に係る掲示および掲載の事実

(1) 掲示されている場所 秋田県掲示場(秋田県庁正面玄関前)

(2) 掲示を始めた年月日 平成19年1月9日

(3) 掲載される公報 平成19年1月9日付け秋田県公報

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する。

平成19年1月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下表のとおりである。

業 務 名	内 容	予定価格(税抜) ※最低落札額	入 札 参 加 要 件
広報あきた広告 掲載業務	平成19年4月～平成20年3月まで、毎月1日と16日に発行する広報あきたに掲載する広告の募集と原稿作成(1月1日号を除く23回分)  ※広告掲載者(広告主)からの広告料は落札者の収入になります	6,670,000円	①広報あきたに掲載する広告の募集および掲載原稿の作成が可能であること ②過去2年の間に市、国(公社、公団および独立行政法人を含む)、県又は他の地方公共団体と公共的な業務に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること ③秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること ④租税に滞納がないこと

(2) 上記業務に係る基本的な入札条件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱および秋田市指名停止措置要綱(物品の納入および製造)の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 業務の仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成19年1月11日(木)から平成19年1月19日(金)までの平日

(2) 閲覧の場所等

・秋田市企画調整部広報課(市役所本庁舎2階、午前9時から午後4時まで)

・広報課ホームページ

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成19年1月30日(火) 15時

(2) 入札の場所 第4委員会室(市役所議場棟1階)

(3) 契 約 日 平成19年1月31日(水)(予定)

(4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年1月19日(金)までに、次に掲げる書類(以下、「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書



- イ 契約経歴書  
 ウ 法人登記簿謄本（申請日前の3か月以内のもの。写し可）  
 エ 納税証明書（写し可。領収書の写し、口座振替済通知書の写しでも可）
- ・法人市民税…直近の事業年度のもの
  - ・固定資産税…平成18年度第1期～第3期分
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付時間 平成19年1月11日(木)から平成19年1月19日(金)までの平日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市企画調整部広報課
- ウ 申請用紙 秋田市企画調整部広報課または広報課ホームページから入手のこと
- 5 入札保証金および契約保証金 免除とする
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により指名されない場合がある。その者には選定通知によりその旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年1月23日(火)に行う。
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市企画調整部広報課文書広報担当  
 電話 018-866-2034

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年1月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託名 秋田市立雄和學校給食センター調理業務委託
- (2) 委託場所 秋田市雄和妙法字上大部79-1  
 秋田市立雄和學校給食センター
- (3) 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 参加要件
- ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、平成19年1月1日現在秋田市において健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設での調理経験年数が、過去5年間において通算3年以上であること。
- イ 平成19年1月1日現在において、学校給食についての調理業務の経験年数が、過去5年間において3年以上であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。
- エ 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- オ 租税に滞納がないこと。

#### 2 現地説明会に関する事項

- (1) 説明会の日時 平成19年1月23日(火) 午後4時

- (2) 説明会の場所 秋田市雄和妙法字上大部79-1  
 秋田市立雄和學校給食センター
- (3) 注意事項
- ア 平成19年1月10日以降に実施した腸内細菌検査証明書（腸内細菌・キャンピロバクター・腸管出血性大腸菌）を持参すること。
- イ 白衣・帽子・調理室専用上履きを持参すること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成19年2月14日(水) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号  
 秋田市山王21ビル4階  
 秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成19年2月16日(金)
- (5) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 4 入札参加申込および入札参加資格申告に関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年2月1日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 公募型指名競争入札参加資格申告書（様式2（省略））
- ウ 営業経歴書（様式3（省略））
- エ 納税証明書
- (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※納税証明書（写し可能）に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- ※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出
- オ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可能
- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年1月17日(火)から平成19年2月1日(木)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで。
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号

秋田市山王21ビル3階  
秋田市教育委員会学事課  
ウ 申込用紙 秋田市教育委員会学事課もしくは、秋田市役  
所ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年 2月 7日(水)に行う。

6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成19年 1月17日(水)から平成19年 2月14日(水)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から

午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課保健給食担当

電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 1月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教委総務課 第1号 秋田市立小・中学校自 家用電気工作物保守点 検業務委託 (中央地域)	秋田市中央地域および その近隣地区に位置す る 秋田市立小学校 7校 秋田市立中学校 3校	平成19年 4月 1日～ 平成20年 3月31日	(教委総務課第1号から第6号共通) 次の①から⑤の要件をいずれも満たすこと。 ①電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件に該当する個人事業者および法人 ②秋田市に在住しているか、又は秋田市に本社、営業所等を有していること。 ③緊急時の協力体制が得られること。 ④家用電気工作物保安管理業務の実績が過去5年間に2年以上あること。 ⑤租税に滞納がないこと。
教委総務課 第2号 秋田市立小・中学校自 家用電気工作物保守点 検業務委託 (北部地域)	秋田市北部地域に位置 する 秋田市立小学校 8校 秋田市立中学校 5校	平成19年 4月 1日～ 平成20年 3月31日	
教委総務課 第3号 秋田市立小・中学校自 家用電気工作物保守点 検業務委託 (南部地域)	秋田市南部地域および その近隣地区に位置す る 秋田市立小学校 6校 秋田市立中学校 4校	平成19年 4月 1日～ 平成20年 3月31日	
教委総務課 第4号 秋田市立小・中学校自 家用電気工作物保守点 検業務委託 (東部地域)	秋田市東部地域および その近隣地区に位置す る 秋田市立小学校 7校 秋田市立中学校 4校	平成19年 4月 1日～ 平成20年 3月31日	
教委総務課 第5号 秋田市立小・中学校自 家用電気工作物保守点 検業務委託 (西部地域)	秋田市西部地域および その近隣地区に位置す る 秋田市立小学校 8校 秋田市立中学校 3校	平成19年 4月 1日～ 平成20年 3月31日	
教委総務課 第6号 秋田市立小・中学校自 家用電気工作物保守点 検業務委託 (河辺、雄和地域)	秋田市河辺地域および 雄和地域に位置する 秋田市立小学校 9校 (旧小学校の1施設含 む) 秋田市立中学校 3校	平成19年 4月 1日～ 平成20年 3月31日	

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成19年2月14日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成19年2月19日(月)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年1月30日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 電気保安管理業務契約状況調査書(入札に参加しようとする者が、現在、電気保安管理業務において契約している換算係数の合計がわかるもの(契約書の写しおよび施工内容の確認できる資料を添付))
- ウ 個人事業者は、電気技術管理者であることを証明できるもの
- エ 緊急時の協力体制について明確にしたもの
- オ 納税証明書
- ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
  - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
  - ・秋田市に納めた固定資産税(平成18年度分)
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※固定資産税がない場合は、そのことを証明できるもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構
- カ 住民票(法人にあっては登記簿謄本)
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年1月22日(月)から平成19年1月30日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年2月7日(水)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成19年1月19日(金)から平成19年2月13日(火)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル3階
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課施設担当  
電話 018-866-2242

#### 秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定に基づき、総合的設計による一団地の建築物について認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告し、関係図書を一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市山王四丁目1-1  
秋田県知事 寺 田 典 城
- 2 一団地の区域  
秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番100 外45筆
- 3 認定年月日  
平成19年1月19日
- 4 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部建築指導課
- 5 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

#### 秋田市公告

秋田県知事より、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年1月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画道路 3・2・3号 下浜八橋線
- 2 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

**秋田市公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年 1月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称  
秋田新都市地区（大杉沢産業区）土地区画整理事業
- 2 施行者の氏名  
秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵
- 3 事務所の所在地  
秋田市山王三丁目1番1号
- 4 施行認可の年月日  
平成17年 3月16日
- 5 事業施行期間  
平成17年 3月16日から平成21年 3月31日
- 6 変更の内容
  - (1) 施行者の氏名  
秋田県知事 寺 田 典 城
  - (2) 事務所の所在地  
秋田市山王四丁目1番1号
- 7 変更認可の年月日  
平成19年 1月23日

**秋田市公告**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、連担建築物設計による一定の一団の土地の区域の建築物について認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告し、関係図書を一般の縦覧に供する。

平成19年 1月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市豊岩小山字前田表158-3

**I 平成17年度決算の状況**

**1 歳入・歳出の決算状況**

**(1) 一般会計**

**① 決算収支の状況**

(単位：千円)

区 分	平成17年度(A)	平成16年度(B)	比較増減(A)－(B)
歳 入 総 額	121,010,457	120,208,661	801,796
歳 出 総 額	119,374,421	118,772,137	602,284
歳 入 歳 出 差 引	1,636,036	1,436,524	199,512
実 質 収 支	1,367,090	1,357,419	9,671
単 年 度 収 支	9,671	△231,055	240,726
実 質 単 年 度 収 支	△604,150	849,949	△1,454,099

有限会社 ライフイン国見ノ里  
代表取締役 池 田 勇 治

- 2 一団地の区域  
秋田市豊岩小山字前田表150、151-1、151-7、158、158-2、158-3
- 3 認定年月日  
平成19年 1月23日
- 4 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部建築指導課
- 5 縦覧時間  
午前 8時30分から午後 5時15分まで

**秋田市公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年 1月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成19年 1月25日から  
平成19年 2月14日まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 閲覧時間 午前 8時30分から午後 5時15分まで

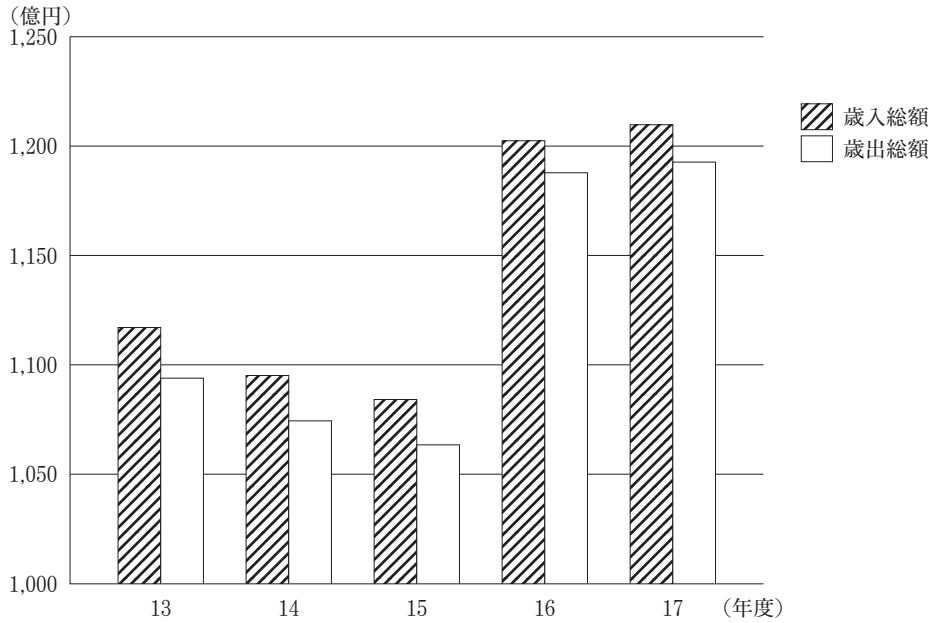
**秋田市公告**

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

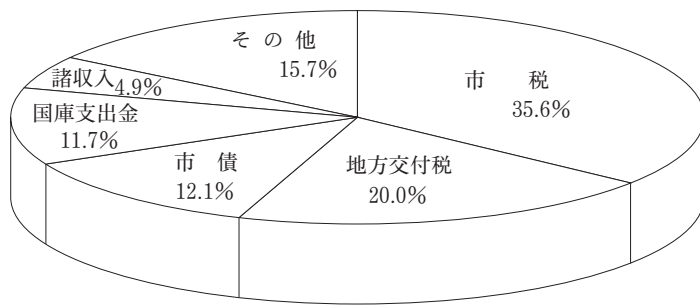
平成19年 1月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

② 決算収支の推移



③ 歳入の決算状況

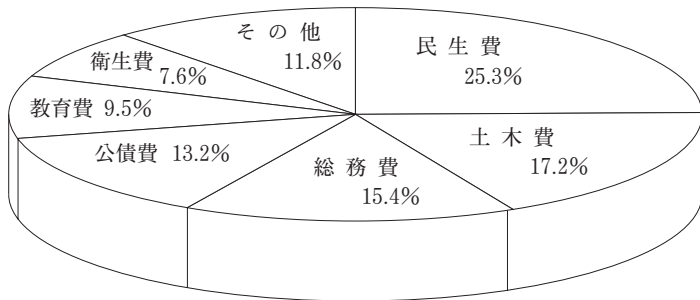


(単位：千円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 税	43,105,455	35.6	40,729,581	33.9	2,375,874	5.8
地 方 譲 与 税	2,409,885	2.0	1,702,307	1.4	707,578	41.6
利 子 割 交 付 金	182,116	0.2	300,408	0.2	△118,292	△39.4
配 当 割 交 付 金	42,213	0.0	23,916	0.0	18,297	76.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,627	0.0	24,666	0.0	30,961	125.5
地 方 消 費 税 交 付 金	3,249,880	2.7	3,390,459	2.8	△140,579	△4.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	86,074	0.1	66,362	0.1	19,712	29.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	347,005	0.3	335,022	0.3	11,983	3.6
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	10,461	0.0	6,806	0.0	3,655	53.7
地 方 特 例 交 付 金	1,428,449	1.2	1,429,859	1.2	△1,410	△0.1
地 方 交 付 税	24,207,237	20.0	18,716,597	15.6	5,490,640	29.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	96,860	0.1	93,814	0.1	3,046	3.2
分 担 金 及 び 負 担 金	925,341	0.8	922,908	0.8	2,433	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	2,305,876	1.9	2,322,986	1.9	△17,110	△0.7
国 庫 支 出 金	14,117,439	11.7	14,953,075	12.4	△835,636	△5.6
県 支 出 金	3,766,983	3.1	2,975,690	2.5	791,293	26.6
財 産 収 入	1,007,338	0.8	488,611	0.4	518,727	106.2
寄 附 金	4,384	0.0	20,816	0.0	△16,432	△78.9
繰 入 金	1,573,100	1.3	2,244,186	1.9	△671,086	△29.9
繰 越 金	1,436,524	1.2	2,025,975	1.7	△589,451	△29.1

諸	取	入	5,951,110	4.9	7,608,017	6.3	△1,656,907	△21.8
市		債	14,701,100	12.1	19,826,600	16.5	△5,125,500	△25.9
	合	計	121,010,457	100.0	120,208,661	100.0	801,796	0.7

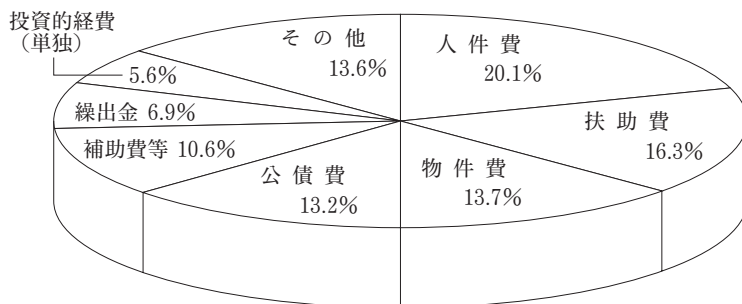
④ 歳出目的別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議 会 費	740,926	0.6	714,210	0.6	26,716	3.7
総 務 費	18,393,840	15.4	13,581,116	11.4	4,812,724	35.4
民 生 費	30,206,017	25.3	27,861,025	23.5	2,344,992	8.4
衛 生 費	9,109,090	7.6	8,431,886	7.1	677,204	8.0
労 働 費	490,370	0.4	547,753	0.5	△57,383	△10.5
農 林 水 産 業 費	1,930,192	1.6	1,551,236	1.3	378,956	24.4
商 工 費	6,069,847	5.1	6,303,187	5.3	△233,340	△3.7
土 木 費	20,526,099	17.2	20,426,799	17.2	99,300	0.5
消 防 費	3,537,339	3.0	3,083,780	2.6	453,559	14.7
教 育 費	11,295,974	9.5	13,636,455	11.5	△2,340,481	△17.2
災 害 復 旧 費	24,575	0.0	33,589	0.0	△9,014	△26.8
公 債 費	15,793,258	13.2	21,548,442	18.1	△5,755,184	△26.7
諸 支 出 金	1,256,894	1.1	1,052,659	0.9	204,235	19.4
予 備 費	-	-	-	-	-	-
合 計	119,374,421	100.0	118,772,137	100.0	602,284	0.5

⑤ 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人 件 費	23,967,795	20.1	21,677,846	18.3	2,289,949	10.6
物 件 費	16,332,530	13.7	14,547,512	12.2	1,785,018	12.3
維 持 補 修 費	886,133	0.8	940,679	0.8	△54,546	△5.8

扶 助 費	19,416,313	16.3	18,205,362	15.3	1,210,951	6.7
補 助 費 等	12,703,842	10.6	10,871,885	9.2	1,831,957	16.9
消 費 的 経 費 計	73,306,613	61.5	66,243,284	55.8	7,063,329	10.7
補 助 事 業	3,462,881	2.9	5,465,803	4.6	△2,002,922	△36.6
単 独 事 業	6,710,055	5.6	9,718,290	8.2	△3,008,235	△31.0
投 資 的 経 費 計	10,172,936	8.5	15,184,093	12.8	△5,011,157	△33.0
公 債 費	15,793,258	13.2	21,548,442	18.1	△5,755,184	△26.7
積 立 金	5,589,227	4.7	2,455,531	2.1	3,133,696	127.6
投 資 及 び 出 資 金	1,326,481	1.1	1,137,080	0.9	189,401	16.7
貸 付 金	4,903,974	4.1	4,824,485	4.1	79,489	1.6
繰 出 金	8,281,932	6.9	7,379,222	6.2	902,710	12.2
予 備 費	—	—	—	—	—	—
合 計	119,374,421	100.0	118,772,137	100.0	602,284	0.5

## (2) 特別会計

(単位：千円)

会 計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度へ 繰越財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)	前年度 実質収支 (F)	単年度収支 (E)-(F)
土地区画整理会計	1,641,701	1,456,227	185,474	—	185,474	156,093	29,381
市有林会計	186,555	180,631	5,924	—	5,924	17,475	△11,551
市営墓地会計	43,712	29,706	14,006	—	14,006	1,942	12,064
中央卸売市場会計	659,691	641,679	18,012	—	18,012	20,336	△2,324
農業集落排水会計	802,885	751,326	51,559	7,904	43,655	17,155	26,500
大森山動物園会計	412,443	407,639	4,804	—	4,804	3,722	1,082
廃棄物発電会計	175,316	169,614	5,702	—	5,702	8,215	△2,513
国民健康保険事業会計	26,043,045	25,878,158	164,887	—	164,887	31,138	133,749
老人保健医療事業会計	32,411,767	32,276,529	135,238	—	135,238	219,051	△83,813
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	120,881	59,958	60,923	—	60,923	19,198	41,725
介護保険事業会計	16,586,165	16,350,239	235,926	—	235,926	421,452	△185,526
合 計	79,084,161	78,201,706	882,455	7,904	874,551	915,777	△41,226

## 2 住民負担の状況

平成17年度決算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	平成17年度(A)		平成16年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり負担額	構成比	一人当たり負担額	構成比	
市 税	130,388	93.0	123,191	92.6	7,197
市 民 税	52,150	37.2	48,990	36.8	3,160
個 人	35,898	25.6	34,086	25.6	1,812
法 人	16,252	11.6	14,904	11.2	1,348
固 定 資 産 税	66,588	47.5	62,858	47.3	3,730
固 定 資 産 税	65,700	46.9	62,059	46.7	3,641
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	888	0.6	799	0.6	89
軽 自 動 車 税	1,207	0.9	1,065	0.8	142
市 た ば こ 税	6,430	4.6	6,351	4.8	79
鉦 産 税	21	0.0	19	0.0	2
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0
入 湯 税	58	0.0	54	0.0	4
事 業 所 税	3,934	2.8	3,854	2.9	80
分 担 金 及 び 負 担 金	2,799	2.0	2,791	2.1	8
使 用 料 及 び 手 数 料	6,975	5.0	7,026	5.3	△51
合 計	140,162	100.0	133,008	100.0	7,154

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。

(平成18年3月31日現在 330,593人、平成17年3月31日現在 330,621人)

## 3 財産の状況

## 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分	土 地		建 物			
	16年度末現在高	17年度中増減高	17年度末現在高	16年度末現在高	17年度中増減高	17年度末現在高
行政財産	10,373,651.49	122,184.42	10,495,835.91	1,025,169.31	24,654.84	1,049,824.15
普通財産	32,116,642.34	△49,589.65	32,067,052.69	6,675.36	△3,024.88	3,650.48
合 計	42,490,293.83	72,594.77	42,562,888.60	1,031,844.67	21,629.96	1,053,474.63

## 山林

土地の権利 区 分	面 積 (㎡)			立木の推定蓄積量 (㎡)		
	16年度末現在高	17年度中増減高	17年度末現在高	16年度末現在高	17年度中増減高	17年度末現在高
所 有	20,344,795.69	2,191.99	20,346,987.68	397,923.00	13,084.00	411,007.00
分 収	7,021,050.00	—	7,021,050.00	24,382.00	974.00	25,356.00
合 計	27,365,845.69	2,191.99	27,368,037.68	422,305.00	14,058.00	436,363.00

## 物権

(単位：㎡)

区 分	16年度末現在高	17年度中増減高	17年度末現在高
地 上 権	79,975.28	—	79,975.28

## 有価証券

(単位：千円)

区 分	16年度末現在高	17年度中増減高	17年度末現在高
株 券	821,610	—	821,610

## 出資による権利

(単位：千円)

区 分	16年度末現在高	17年度中増減高	17年度末現在高
出 資 証 券	47,713	60	47,773
出 捐 金 証 書	1,814,497	△20,000	1,794,497

## 4 地方債現在高の状況

(単位：千円)

会 計	15年度末 現 在 高	16年度末 現 在 高	17年度中増減額		17年度末 現 在 高
			市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	139,322,932	152,620,548	14,701,100	12,557,550	154,764,098
一 般 公 共 事 業 債	10,773,627	11,813,551	967,600	982,013	11,799,138
一 般 単 独 事 業 債	61,092,408	64,987,963	8,584,300	5,908,667	67,663,596
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	4,023,227	4,111,712	11,300	322,614	3,800,398
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	13,950,110	14,131,867	125,800	1,212,405	13,045,262
辺 地 対 策 事 業 債		59,229		13,681	45,548
災 害 復 旧 事 業 債	117,642	193,808		46,517	147,291
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 債	14,494,583	13,762,303	540,400	1,201,368	13,101,335
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	1,283,599	1,151,528		130,964	1,020,564
減 収 補 て ん 債	1,371,200	1,143,440		127,760	1,015,680
減 税 補 て ん 債、臨 時 税 収 補 て ん 債	11,801,477	12,427,611	549,600	845,537	12,131,674
都 道 府 県 貸 付 金	672,068	710,247	231,400	99,806	841,841
そ の 他	19,742,991	28,127,289	3,690,700	1,666,218	30,151,771
土 地 区 画 整 理 会 計	199,000				
市 有 林 会 計	1,737,703	1,724,572	30,500	40,198	1,714,874
中 央 卸 売 市 場 会 計	1,977,642	1,871,915		109,809	1,762,106
農 業 集 落 排 水 会 計	3,028,747	5,911,725	140,900	193,763	5,858,862
大 森 山 動 物 園 会 計	677,200	590,220		95,100	495,120
廃 棄 物 発 電 会 計	714,763	666,903		56,065	610,838
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計			250,000		250,000
介 護 保 険 事 業 会 計		29,457		7,365	22,092
合 計	147,657,987	163,415,340	15,122,500	13,059,850	165,477,990



5 公営企業の決算状況

平成17年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 9,209,289,000	円 △18,581,000	円 -	円 9,190,708,000	円 8,954,452,251	円 △236,255,749	
第1項 医業収益	8,242,183,000	△14,651,000	-	8,227,532,000	7,983,399,658	△244,132,342	(うち、消費税及び地方消費税相当分 8,717,631円)
第2項 医業外収益	967,105,000	△5,729,000	-	961,376,000	969,263,096	7,887,096	( " 2,980,763円)
第3項 特別利益	1,000	1,799,000	-	1,800,000	1,789,497	△10,503	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第1款 病院事業 費	円 9,185,644,000	円 97,733,000	円 -	円 -	円 -	円 9,283,377,000	円 -	円 9,283,377,000	円 9,219,383,450	円 -	円 63,993,550	
第1項 医業費用	8,769,886,000	98,721,000	-	-	-	8,868,607,000	-	8,868,607,000	8,813,048,900	-	55,558,100	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 106,171,018円)
第2項 医業外 費用	385,128,000	△988,000	-	-	-	384,140,000	-	384,140,000	377,804,925	-	6,335,075	
第3項 特別損失	26,630,000	-	-	-	-	28,630,000	-	28,630,000	28,529,625	-	100,375	
第4項 予備費	2,000,000	-	-	-	-	2,000,000	-	2,000,000	-	-	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に 比べ決算額 の増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費 繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 609,036,000	円 △35,100,000	円 573,936,000	円 -	円 -	円 573,936,000	円 573,936,000	円 0	
第1項 企業債	381,300,000	△35,100,000	346,200,000	-	-	346,200,000	346,200,000	0	
第2項 出資金	227,736,000	-	227,736,000	-	-	227,736,000	227,736,000	0	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公 営企業法 第26条の 規定による 繰越額	継 続 費 通 次 繰越額	合 計		地方公 営企業法 第26条の 規定による 繰越額	継 続 費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資 本 的 出 資	1,017, 221,000	△34, 223,000	円 -	982, 998,000	円 -	円 -	982, 998,000	982, 793,097	円 -	円 -	円 -	204,903	
第1項 建 設 改 良 費	413, 133,000	△24, 554,000	-	388, 579,000	-	-	388, 579,000	388, 374,986	-	-	-	204,014	(うち、消費税及び地方消費税相当分18,494,045円)
第2項 企 業 債 償 還 金	604, 088,000	△9, 669,000	-	594, 419,000	-	-	594, 419,000	594, 418,111	-	-	-	889	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額408,857,097円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額552,971円及び前年度分損益勘定留保資金408,304,126円で補てんした。

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 診療科目

循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、血液・腎臓内科、神経内科、精神科、小児科、皮膚科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、計20科目。

(ロ) 病床数

一般病床376床、結核病床32床、精神病床60床、計468床。

(ハ) 患者の利用状況

入院延患者数は143,841人（1日平均394人）、外来延患者数は332,505人（1日平均1,245人）となり、前年度に比較して入院で0.3%増加、外来では6.7%減少し、全体で4.7%の減少となりました。

(ニ) 財政状況

本年度は、厳しい医療環境の中、地域の中核病院として医療のニーズに応えるため、心臓血管X線撮影システム（アンギオ）の更新やマルチスライスCTの導入、超音波センター及び内視鏡センターの開設など、診療体制の強化に努めるとともに、当院が提供している医療と患者サービ

スについて第三者による客観的な評価として財団法人日本医療機能評価機構による審査を受け、認定病院となりました。

収入については、受診抑制傾向が続く中、高度医療機器の有効活用や、病床利用率の向上のため病診連携の強化等に努めてまいりましたが、入院延患者数は増加したものの、外来延患者数の減少等により前年度比1.0%の減少となりました。

一方支出は、病院給食業務の民間委託や材料の在庫管理の強化など経費の節減に努めてまいりましたが、重油価格の高騰や診療材料費の増加等の影響から、前年度比0.9%の増加となり、損益では267,643千円の純損失を生じております。

その結果、累積欠損金は3,153,298千円となっております。

今後は、地域の中核病院として市民の医療ニーズに応えるため、平成18年度に総合医療情報システムの更新を行い、処理能力の向上による待ち時間短縮等患者サービスを図るとともに、業務の見直しと経営の効率化を進め、安全で安心な医療の提供と経営の健全化に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第109号	平成16年度秋田市病院事業会計決算認定の件	平成 年 月 日 17. 7. 4	平成 年 月 日 17. 7. 25
第120号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	17. 9. 12	17. 10. 3
第121号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	17. 9. 12	17. 10. 3
第131号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	17. 11. 7	17. 11. 7
第173号	平成17年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）の件	17. 12. 5	17. 12. 22
第15号	平成18年度秋田市病院事業会計予算の件	18. 2. 27	18. 3. 23
第27号	平成17年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件	18. 2. 27	18. 3. 13
第34号	秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第35号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第36号	秋田市職員の修学部分休業に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第37号	秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第38号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第39号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第71号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	18. 3. 13	18. 3. 23

第 75 号	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	18. 3. 13	18. 3. 23
--------	------------------------------	-----------	-----------

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認可年月日
平成年月日 18. 2. 16	秋 田 県 知 事	平成17年度起債許可申請	平成年月日 許可 18. 2. 20

(4) 職員に関する事項

事 務 吏 員	技 術 吏 員	そ の 他 職 員	計
28人	426人	3人	457人

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項  
該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 建設工事

該当事項なし

(ロ) 主たる医療器械購入

心臓血管X線撮影システム、マイダレックス ハイスピー  
ードドリル レジェンドシステム、電動油圧式手術台、救急  
搬送対応呼吸器、電子内視鏡システム、生化学自動分析装  
置、医用テレメータ、RFジェネレーター、全身麻酔装置、  
手術器械滅菌コンテナ用鉗子セット、薬液薬瓶用滅菌装置、  
自動除細動器

(2) 改良工事の概況

該当事項なし

(3) 保存工事の概況

該当事項なし

3 業 務

(1) 業務量

入院患者取扱延数 143,841人 (1日平均 394人)  
外来患者取扱延数 332,505人 (1日平均 1,245人)

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調定額	収入額	未収額	収入比率
	円	円	円	%
医 業 収 益	7,974,682,027	6,547,147,241	1,427,534,786	82.1
	(7,983,399,658)	(6,555,521,097)	(1,427,878,561)	(82.1)

医業外収益	966,282,516	958,277,020	8,005,496	99.2
	(969,263,096)	(961,256,817)	(8,006,279)	(99.2)
特別利益	1,789,497	1,789,497	0	100.0
	(1,789,497)	(1,789,497)	(0)	(100.0)
合 計	8,942,754,040	7,507,213,758	1,435,540,282	83.9
	(8,954,452,251)	(7,518,567,411)	(1,435,884,840)	(83.9)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
医 業 費 用	8,706,877,882
	(8,813,048,900)
医 業 外 費 用	474,988,572
	(377,804,925)
特 別 損 失	28,529,625
	(28,529,625)
合 計	9,210,396,079
	(9,219,383,450)

注 ( ) 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 17. 5. 18	心臓血管X線撮影システム	132,195,000円	株式会社自治体病院共済会 代表取締役社長 下川 泰
17. 6. 2	全身麻酔装置	6,793,500	日本光電東北株式会社 北東北支社支社長 山口 秀雄
17. 6. 8	市立秋田総合病院 BCR系統等空調設備整備	149,100,000	新菱冷熱工業株式会社東北支社 取締役支社長 田中 靖啓

17. 6. 9	手術器械滅菌コンテナ用鉗子セット	4,200,000	株式会社秋田医科器械店 代表取締役 佐藤 通俊
17. 6. 10	電動油圧式手術台	4,287,269	源川医科器械株式会社 秋田支店長 岩谷 岩男
17. 7. 19	R F ジェネレーター	5,355,000	株式会社秋田医科器械店 代表取締役 佐藤 通俊
17. 7. 21	薬液薬瓶用滅菌装置	6,289,500	株式会社中央科学 代表取締役社長 加藤 透
17. 7. 22	電子内視鏡システム	6,357,750	ケイエスオリンパス株式会社 秋田営業所所長 榎原 和彦
17. 8. 25	マイグレックス ハイスピードドリル レジヨンドシステム	5,733,000	源川医科器械株式会社 秋田支店長 岩谷 岩男
17. 10. 6	救急搬送対応呼吸器	4,725,000	日本光電東北株式会社 北東北支社支社長 山口 秀雄
17. 10. 12	生化学自動分析装置	14,658,000	株式会社中央科学 代表取締役社長 加藤 透

(2) 企業債及び一時借入金の概況

- (イ) 企業債未償還額 5,875,349,411円
- (ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし  
5 附帯事項  
該当事項なし

平成17年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 上水道事業 収 益	円 7,640,516,000	円 △50,314,000	円 -	円 7,590,202,000	円 7,604,338,949	円 14,136,949	
第1項 営業収益	7,510,174,000	△41,110,000	-	7,469,064,000	7,481,829,676	12,765,676	(うち、消費税及び地方消費税相当分 348,840,344円)
第2項 営業外収益	130,332,000	△9,204,000	-	121,128,000	122,509,273	1,381,273	( " 122,372円)
第3項 特別利益	10,000	-	-	10,000	-	△10,000	
第2款 簡易水道 事業収 益	363,520,000	△16,225,000	-	347,295,000	344,585,152	△2,709,848	
第1項 営業収益	277,255,000	△16,135,000	-	261,120,000	258,409,657	△2,710,343	(うち、消費税及び地方消費税相当分 11,379,695円)
第2項 営業外収益	86,265,000	△90,000	-	86,175,000	86,175,495	495	
合 計	8,004,036,000	△66,539,000	-	7,937,497,000	7,948,924,101	11,427,101	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合計
第1款 上水道 事業費用	円 7,474,931,000	円 △150,294,000	円 0	円 -	円 -	円 7,324,637,000	円 -	円 7,324,637,000	円 7,137,143,152	円 172,038,480	円 15,455,368	

第1項 営業費用	6,088,855,000	△144,421,000	-	-	-	5,944,434,000	-	5,944,434,000	5,762,926,596	172,038,480	9,468,924	(うち、消費税及び地方消費税相当分 85,365,258円)
第2項 営業外費用	1,372,944,000	△5,873,000	1,792,000	-	-	1,368,863,000	-	1,368,863,000	1,368,861,679	-	1,321	
第3項 特別損失	11,332,000	-	-	-	-	11,332,000	-	11,332,000	5,354,877	-	5,977,123	(うち、消費税及び地方消費税相当分 252,799円)
第4項 予備費	1,800,000	-	△1,792,000	-	-	8,000	-	8,000	-	-	8,000	
第2款 簡易水道事業費用	401,559,000	12,174,000	-	-	-	413,733,000	-	413,733,000	408,569,946	-	5,163,054	
第1項 営業費用	276,374,000	14,741,000	-	-	-	291,115,000	-	291,115,000	287,591,025	-	3,523,975	(うち、消費税及び地方消費税相当分 4,626,344円)
第2項 営業外費用	124,464,000	△2,916,000	-	-	-	121,548,000	-	121,548,000	120,716,090	-	831,910	
第3項 特別損失	114,000	349,000	-	-	-	463,000	-	463,000	262,831	-	200,169	(うち、消費税及び地方消費税相当分 12,509円)
第4項 予備費	607,000	-	-	-	-	607,000	-	607,000	-	-	607,000	
合計	7,876,490,000	△138,120,000	-	-	-	7,738,370,000	-	7,738,370,000	7,545,713,098	172,038,480	20,618,422	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 上水道資本的収入	円 1,780,979,000	円 521,722,000	円 2,302,701,000	円 -	円 -	円 2,302,701,000	円 1,507,393,517	円 △795,307,483	
第1項 企業債	1,100,900,000	533,600,000	1,634,500,000	-	-	1,634,500,000	978,600,000	△655,900,000	翌年度繰越額 655,900,000円
第2項 出資金	79,809,000	52,200,000	132,009,000	-	-	132,009,000	132,009,000	0	
第3項 補助金	206,018,000	△2,703,000	203,315,000	-	-	203,315,000	46,052,000	△157,263,000	翌年度繰越額 157,263,000円
第4項 固定資産売却代金	10,000	-	10,000	-	-	10,000	-	△10,000	
第5項 負担金及び寄附金	394,242,000	△61,375,000	332,867,000	-	-	332,867,000	350,732,517	17,865,517	翌年度繰越額 17,000,000円 (うち、消費税及び地方消費税相当分 14,772,500円)
第2款 簡易水道資本的収入	419,742,000	△30,844,000	388,898,000	-	-	388,898,000	88,703,000	△300,195,000	
第1項 企業債	184,500,000	9,300,000	193,800,000	-	-	193,800,000	10,700,000	△183,100,000	翌年度繰越額 183,100,000円
第2項 出資金	93,546,000	△28,998,000	64,548,000	-	-	64,548,000	64,548,000	0	
第3項 補助金	135,000,000	△11,900,000	123,100,000	-	-	123,100,000	6,483,000	△116,617,000	翌年度繰越額 116,617,000円
第4項 負担金及び寄附金	6,696,000	754,000	7,450,000	-	-	7,450,000	6,972,000	△478,000	翌年度繰越額 2,000,000円 (うち、消費税及び地方消費税相当分 332,000円)
合計	2,200,721,000	490,878,000	2,691,599,000	-	-	2,691,599,000	1,596,096,517	△1,095,502,483	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 次 繰越額	合 計		
第1款 上水道 資本的支出	4,154, 円 882,000	475, 円 670,000	円 -	4,630, 円 552,000	円 -	円 -	4,630, 円 552,000	3,533, 円 641,494	1,059, 円 413,870	円 -	1,059, 円 413,870	37, 円 496,636	
第1項 建設 改良費	2,050, 円 911,000	△93, 円 292,000	円 -	1,957, 円 619,000	円 -	円 -	1,957, 円 619,000	860, 円 708,829	1,059, 円 413,870	円 -	1,059, 円 413,870	37, 円 496,301	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 34,039,697円)
第2項 企業債 償還金	2,103, 円 971,000	568, 円 962,000	円 -	2,672, 円 933,000	円 -	円 -	2,672, 円 933,000	2,672, 円 932,665	円 -	円 -	円 -	335	
第2款 簡易水道 資本的支出	514, 円 333,000	△26, 円 561,000	円 -	487, 円 772,000	円 -	円 -	487, 円 772,000	167, 円 809,932	313, 円 787,100	円 -	313, 円 787,100	6, 円 174,968	
第1項 建設 改良費	364, 円 558,000	△26, 円 560,000	円 -	337, 円 998,000	円 -	円 -	337, 円 998,000	18, 円 036,690	313, 円 787,100	円 -	313, 円 787,100	6, 円 174,210	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 858,890円)
第2項 企業債 償還金	149, 円 775,000	△1,000 円	円 -	149, 円 774,000	円 -	円 -	149, 円 774,000	149, 円 773,242	円 -	円 -	円 -	758	
合 計	4,669, 円 215,000	449, 円 109,000	円 -	5,118, 円 324,000	円 -	円 -	5,118, 円 324,000	3,701, 円 451,426	1,373, 円 200,970	円 -	1,373, 円 200,970	43, 円 671,604	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,105,354,909円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,794,087円、減債積立金302,372,853円、過年度分損益勘定留保資金610,398,465円及び当年度分損益勘定留保資金1,172,789,504円で補てんした。

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は130,097世帯、給水人口は327,787人で前年度と比較し、それぞれ1,519世帯、3,276人減少しております。また、普及率は前年度と同じ99.0%、年間総配水量は41,685,877㎡、一日最大配水量は135,687㎡(17年8月5日)、施設能力に対する最大稼働率は66.4%となっております。

年間有収水量は37,199,901㎡、有収率は89.2%となり前年度と比較し1.0ポイント上昇しております。

(ロ) 工事状況

配水管整備事業は、老朽管更新事業の国庫補助金を最大限に活用しながら、643,933千円の事業費をもって、寺内蛭根三丁目地内ほかに総延長14,767.9mの配水管布設、布設替工事を施工しております。

新都市水道整備事業については、24,766千円の事業費をもって、秋田新都市開発整備区域内に総延長579.8mの配水管布設工事を施工しております。

また、施設改良事業として、165,739千円の事業費をもって、仁井田浄水場バルブ更新工事を施工したほか、浜田配水流量計更新工事などを実施しております。

(ハ) 財政状況

収入面では、経営の根幹をなす給水収益が、市町合併分が加わったことから、対前年比4.1%の増となっております。

支出面でも市町村合併の影響による費用の増加はあったものの、諸経費の節減に努め、前年度比1.4%の増に抑えた結果、純利益は379,139千円となり、全額を利益剰余金として計上しております。

以上が本年度の概況であります。今後、景気回復の遅れや節水器具等の普及に伴い、給水収益の伸びは横ばい傾向になるものと予測されます。また、一方では、市民に安全で良質な水を供給するため、老朽化した施設の更新や配水池の増量など引き続き水道施設の整備を行う必要があります。このような現状のため、今後も適切な事業選択とより一層の経費節減を行うなど、効率的な事業経営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第108号	平成17年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)の件	平成 年 月 日 17. 7. 4	平成 年 月 日 17. 7. 25
第110号	平成16年度秋田市水道事業会計決算認定の件	17. 7. 4	17. 7. 25
第113号	平成16年度雄和町水道事業会計決算認定の件	17. 7. 4	17. 7. 25
第120号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	17. 9. 12	17. 10. 3
第121号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	17. 9. 12	17. 10. 3
第131号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	17. 11. 7	17. 11. 7
第133号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	17. 11. 7	17. 11. 7

第137号	平成16年度河辺町一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	17. 11. 7	17. 12. 5
第138号	平成16年度雄和町一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	17. 11. 7	17. 12. 5
第174号	平成17年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	17. 12. 5	17. 12. 22
第16号	平成18年度秋田市水道事業会計予算の件	18. 2. 27	18. 3. 23
第28号	平成17年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）の件	18. 2. 27	18. 3. 13
第34号	秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第35号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第36号	秋田市職員の修学部分休業に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第37号	秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第38号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第39号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第71号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	18. 3. 13	18. 3. 23

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
平成年月日			平成年月日
17. 7. 22	秋 田 県 知 事	平成17年度起債許可申請	許可 17. 7. 26
18. 2. 21	秋 田 県 知 事	平成17年度起債許可申請	許可 18. 2. 28

(4) 職員に関する事項

管 理 者	事務職員 主 事	技術職員 技 師	計
1人	82人	105人	188人 (うち資本勘定支弁職員18人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

施設改良事業

(イ) 築造工事 ケーキヤード築造工事 一式

(2) 改良工事の概況

(イ) 送・配水管布設 寺内地区（寺内蛭根三丁目線）ほか  
5,944.2m

(ロ) 配水管布設替 新屋地区（新屋新町後線）ほか  
9,403.5m

(ハ) 仁井田浄水場バルブ更新工事 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理 649件

(ロ) メーター取替数 14,302件

(ハ) 計画漏水防止 439.20km

3 業 務

(1) 業務量 上水道 簡易水道 計

給水世帯数 126,252 3,845 130,097  
戸 戸 戸

給水人口 315,047 12,740 327,787  
人 人 人

年間総配水量 42,202,405 1,483,472 41,685,877  
m<sup>3</sup> m<sup>3</sup> m<sup>3</sup>

一日最大配水量 130,070 5,738 -  
m<sup>3</sup> m<sup>3</sup> m<sup>3</sup>

一日平均配水量 110,144 4,064 -  
m<sup>3</sup> m<sup>3</sup> m<sup>3</sup>

有収水量 35,926,906 1,272,995 37,199,901

有 収 率 m<sup>3</sup> m<sup>3</sup> m<sup>3</sup>  
89.4 85.8 89.2

% % %

送配水管総延長 1,499,584 201,926 1,701,510  
m m m

(2) 事業収入に関する事項

科 目 調定額 収入額 未収額 収入比率  
円 円 円 %

営業収益 7,380,019,294 6,891,995,855 488,023,439 93.4

(7,740,239,333) (7,230,840,551) (509,398,782) (93.4)

営業外収益 253,079,405 252,795,673 283,732 99.9

(208,684,768) (208,386,852) (297,916) (99.9)

合 計 7,633,098,699 7,144,791,528 488,307,171 93.6

(7,948,924,101) (7,439,227,403) (509,696,698) (93.6)

注（ ）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目 決 算 額  
円

営 業 費 用 5,960,526,019  
(6,050,517,621)

営 業 外 費 用 1,288,080,369  
(1,489,577,769)

特 別 損 失 5,352,400

合 計 (5,617,708)  
7,253,958,788  
(7,545,713,098)

注( )内数値は消費税及び地方消費税を含む  
(4) その他主要な事項  
該当事項なし

## 4 会 計

## (1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 17. 6. 13	大町ブロック配水管 布設及び布設替工事	23,203,950 <sup>円</sup>	㈱渡部工業 代表取締役 渡部 俊一
17. 6. 20	手形西ブロック配水管 布設替工事その1	26,279,400	淡路建工(株) 代表取締役 淡路 武男
17. 7. 4	中通ブロック配水管 布設替工事その2	46,815,300	㈱北勢工業 代表取締役 太田 光重
17. 7. 4	茨島ブロック配水管 布設及び布設替工事	39,018,000	㈱あたご 代表取締役 佐藤 義孝
17. 7. 11	川尻榎山幹線 布設替工事その2	101,814,300	みらい・大民建設工事共同企業体 代表者 みらい建設工業(株)秋田営業所 所長 石橋 宏樹
17. 7. 11	泉南ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	100,275,000	羽後設備(株) 代表取締役社長 佐藤 裕之
17. 7. 11	八橋北ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	68,670,000	日の出施設工業(株) 代表取締役 古谷美津男
17. 7. 11	濁川ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	25,676,700	互幸設備工業(株) 代表取締役 鈴木 鉄男
17. 7. 15	八橋北ブロック配水管 布設及び布設替工事その2	50,031,450	クボノメ工業(株) 代表取締役 宮崎 真吾
17. 7. 15	泉北ブロック配水管 布設及び布設替工事	104,790,000	山二施設工業(株) 代表取締役社長 松木 文雄
17. 7. 15	旭南ブロック配水管 布設及び布設替工事	26,796,000	㈱佐藤設備工業 代表取締役 佐藤 泰雄
17. 7. 25	向浜一丁目線配水管 布設及び布設替工事	25,707,150	㈲太平工務所 代表取締役 藤井 進
17. 7. 25	榎山ブロック配水管 布設及び布設替工事	84,630,000	清三屋施設工業(株) 代表取締役 高橋 正男
17. 7. 25	上北手ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	27,169,800	㈱三和施設 代表取締役 佐藤 弘康
17. 7. 25	泉八橋線布設工事その2	161,700,000	日本国土・総合施設建設工事共同企業体 代表者 日本国土開発(株)秋田営業所 所長 齊藤 正一
17. 8. 1	手形山崎線配水管 布設替工事	33,319,650	㈱カミオ 代表取締役 神尾栄次郎
17. 8. 1	上北手ブロック配水管 布設替工事その2	26,659,500	北環興業(株) 代表取締役 長崎 雄二
17. 8. 1	新都市配水管 布設工事その50	21,489,300	㈱加賀屋組 代表取締役 加賀屋哲雄
17. 8. 8	中通ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	97,650,000	山岡工業(株) 代表取締役 山岡緑三郎
17. 8. 29	山王ブロック配水管 布設工事その1	27,615,000	クボノメ工業(株) 代表取締役 宮崎 真吾
17. 9. 5	泉南ブロック配水管 布設及び布設替工事その2	70,350,000	山岡工業(株) 代表取締役 山岡緑三郎
17. 9. 5	八橋南ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	25,725,000	㈱日景工業 代表取締役 日景 義雄
17. 9. 5	山王ブロック配水管 布設工事その4	25,819,500	㈱あたご 代表取締役 佐藤 義孝



17. 9. 5	飯島地内（国交省） 配水管移設工事	30,754,500	(株)協設 代表取締役 吉田 孝二
17. 9. 13	駅東南ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	35,532,000	(株)北勢工業 代表取締役 太田 光重
17. 9. 13	山王ブロック配水管 布設工事その3	48,090,000	淡路建工(株) 代表取締役 淡路 武男
17. 9. 13	山王ブロック配水管 布設工事その5	20,244,000	(株)渡部工業 代表取締役 渡部 俊一
17. 9. 27	大張野地区配水管 布設工事その2	83,835,150	(株)足利工務店 代表取締役 足利 公雄
17. 9. 27	大張野地区配水管 布設工事その3	100,561,650	(株)岡部建設工業 代表取締役 岡部 秋男
17. 9. 27	留見瀬地区 配水管布設工事	41,653,500	(株)岡精組 代表取締役 岡部 茂
17. 10. 4	仁井田浄水場バルブ更新工事	69,300,000	前澤工業(株)東北支店 支店長 森 直博
17. 10. 11	山王ブロック配水管 布設工事その2	26,250,000	(株)新秋管業建設 代表取締役 堀井 三雄
17. 10. 11	上三内地区配水管布設工事	76,832,700	(株)足利工務店 代表取締役 足利 公雄
17. 10. 18	泉南ブロック配水管 布設及び布設替工事その3	24,024,000	(株)渡部工業 代表取締役 渡部 俊一
17. 11. 29	高陽幸町地内（県建設） 配水管移設工事	38,482,500	(株)加賀屋組 代表取締役 加賀屋哲雄

(2) 企業債及び一時借入金の概況

- (イ) 企業債未償還額 31,998,706,374円
- (ロ) 一時借入金現在高 0円

該当事項なし

5 附帯事項

該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

平成17年度秋田市交通事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 自動車運送 事業収益	円 100,157,000	円 1,188,478,000	円 -	円 1,288,635,000	円 1,280,476,610	円 △8,158,390	
第1項 営業収益	58,032,000	△43,374,000	-	14,658,000	4,386,042	△10,271,958	(うち、消費税及び地方消費税相当分 183,624円)
第2項 営業外収益	42,125,000	1,231,852,000	-	1,273,977,000	1,276,090,568	2,113,568	( " ) 709,981円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第1款 自動車運送 事業費用	円 701,034,000	円 34,623,000	円 -	円 -	円 -	円 735,657,000	円 -	円 735,657,000	円 719,453,304	円 -	円 16,203,696	
第1項 営業費用	685,705,000	34,688,000	-	-	-	720,393,000	-	720,393,000	707,745,404	-	12,647,596	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 2,482,410円)

第2項 営業外費	12,329,000	△66,000	-	-	-	12,263,000	-	12,263,000	11,707,090	-	555,910
第3項 予備費	3,000,000	-	-	-	-	3,000,000	-	3,000,000	-	-	3,000,000
第4項 特別損失	-	1,000	-	-	-	1,000	-	1,000	810	-	190

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 事業状況

本年度は、「交通事業改革基本方針」に基づく路線移管の第6年次として、「泉・外旭川方面」を運行しております。3路線8系統について4月1日に民間事業者へ移管し、事業規模の縮小による効率化に努めるとともに、乗客の安全輸送と職員の接遇向上、そして事業廃止に向けた諸準備などに取り組みました。

順次進めてきました路線移管の結果、輸送人員は317千人（対前年度比69.5%減）となり、総走行キロ数では206千km（対前年度比71.6%減）となりました。

(ロ) 財政状況

収入では、運送収益で、路線移管に伴う輸送人員の減少と、事業廃止に伴う交通局発行の回数券交換などにより、前年度と比べ163,488千円の減少（対前年度比99.0%減）となりました。

また、前年度決算における不良債務額を補填するための

補助のほか、本年度末での資金不足額に充てるための補助を追加するなど、一般会計補助金が増加となったことや、交通局構内への秋田中央交通㈱の営業所設置、市道路維持課の事務所移転などによる電気料等の光熱水費利用収入の増加などにより、収入全体では、前年度と比べ130,632千円の増加（対前年度比11.4%増）となりました。

一方支出では、路線移管による事業規模の縮小から職員32名を減員し人件費を削減したほか、経費全般を節減したことにより、前年度と比べ186,041千円の減少（対前年度比20.6%減）となりました。

その結果、本年度は561,023千円の純利益が生じ、累積欠損金は1,298,752千円となりました。

以上が本年度の事業概況であります。交通事業は17年度末をもって廃止し、残る3路線4系統についても路線移管を完了しております。

なお、交通事業の残資産の処理、未収金の回収、未払金の支払いなどの清算事務については、市長部局へ引き継ぐことになりました。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第111号	平成16年度秋田市交通事業会計決算認定の件	平成 年 月 日 17. 7. 4	平成 年 月 日 17. 7. 25
第120号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	17. 9. 12	17. 10. 3
第121号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	17. 9. 12	17. 10. 3
第131号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	17. 11. 7	17. 11. 7
第133号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	17. 11. 7	17. 11. 7
第29号	平成17年度秋田市交通事業会計補正予算（第1号）の件	18. 2. 27	18. 3. 13
第34号	秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第35号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第36号	秋田市職員の修学部分休業に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第37号	秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第38号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第39号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第71号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	18. 3. 13	18. 3. 23

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認可年月日
平成 年 月 日 17. 9. 16 (届出)	国 土 交 通 大 臣	一般乗合旅客自動車運送事業の廃止届	平成 年 月 日 -

(4) 職員に関する事項

管 理 者	事 務 部 門				乗 務 部 門	計
	主 事	技 師	技 能 員	運 転 士	運 転 士	
1 人	8 人	1 人	4 人	8 人	14 人	36 人

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

注( )内数値は消費税及び地方消費税を含む  
(回数券交換精算分)とは未使用回数券の交換に係る  
精算分として営業収益から支出した分である

2 工 事

(1) 建設工事の概況

該当事項なし

(2) 改良工事の概況

該当事項なし

(3) 保存工事の概況

該当事項なし

3 業 務

(1) 業務量

車 両 数	11両
輸 送 人 員	316,880人
総走行キロメートル	205,789km
一日平均 輸送人員	868人
一日平均 走行キロメートル	564km

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	705,262,994
	(707,745,404)
営 業 外 費 用	11,707,090
	(11,707,090)
特 別 損 失	810
	(810)
合 計	716,970,894
	(719,453,304)

注( )内数値は消費税及び地方消費税を含む

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調定額	収入額	未収額	収入比率
	円	円	円	%
営 業 収 益	24,891,996	19,001,819	5,890,177	76.3
	(26,110,099)	(19,925,413)	(6,184,686)	(76.3)
〔回数券交換精算分〕	△20,689,578	△20,689,578	—	—
	(△21,724,057)	(△21,724,057)	—	—
営 業 外 収 益	1,273,791,782	1,271,557,738	2,234,044	99.7
	(1,276,090,568)	(1,272,156,017)	(3,934,551)	(99.7)
合 計	1,277,994,200	1,269,869,979	8,124,221	99.3
	(1,280,476,610)	(1,270,357,373)	(10,119,237)	(99.3)

(4) その他主要な事項

(イ) 泉・外旭川方面など3路線8系統について、平成17年4月1日に民間事業者へ移管した。

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

該当事項なし

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

(イ) 交通事業の廃止に伴い、交通事業会計は平成17年度をもって閉鎖する。なお、交通事業会計の清算業務等については、一般会計へ引き継ぐものとする。

(ロ) 国庫補助金を一部財源として平成5年度に建設した接近表示付きバス停留所について、路線移管に伴う民間事業者への譲渡のため、当該資産に係る資本剰余金を取り崩した。

また、受贈により取得したバス待合所2棟およびバス停1基について、路線移管に伴い民間事業者へ譲渡したほか、同じく受贈により取得した公用車1両を廃車としたことにより、それぞれ当該資産に係る資本剰余金を取り崩した。

5 附帯事項

該当事項なし

平成17年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収 益	円 10,053,508,000	円 76,710,000	円 —	円 10,130,218,000	円 10,172,488,500	円 42,270,500	
第1項 営業収益	7,470,300,000	7,654,000	—	7,477,954,000	7,503,002,765	25,048,765	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 247,441,415円

第2項 営業外収益	2,563,593,000	58,715,000	-	2,622,308,000	2,622,232,583	△75,417	( " 19,146円 )
第3項 特別利益	19,615,000	10,341,000	-	29,956,000	47,253,152	17,297,152	( " 2,251,444円 )

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額					合 計
第1款 下水道事業費用	9,962,598,000	△119,735,000	円 -	円 -	円 -	9,842,863,000	円 -	9,842,863,000	9,752,155,770	円 -	90,707,230	
第1項 営業費用	6,499,828,000	△157,487,000	-	-	-	6,342,341,000	-	6,342,341,000	6,268,866,951	-	73,474,049	(うち、消費税及び地方消費税相当分107,142,982円)
第2項 営業外費用	3,450,119,000	9,403,000	-	-	-	3,459,522,000	-	3,459,522,000	3,456,460,939	-	3,061,061	
第3項 特別損失	10,101,000	28,349,000	-	-	-	38,450,000	-	38,450,000	26,827,880	-	11,622,120	(うち、消費税及び地方消費税相当分964,494円)
第4項 予備費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費3,295,574,039円の財源に充てたため、企業債（資本費平準化債）41,300,000円を借り入れた。

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	10,387,126,000	△2,304,626,000	8,082,500,000	円 644,475,642	円 -	8,726,975,642	5,231,998,803	△3,494,976,839	
第1項 企業債	7,584,900,000	△2,641,200,000	4,943,700,000	447,500,000	-	5,391,200,000	2,927,000,000	△2,464,200,000	翌年度繰越額 2,464,200,000円
第2項 出資金	954,328,000	-	954,328,000	-	-	954,328,000	954,328,000	0	
第3項 補助金	1,528,480,000	233,000,000	1,761,480,000	193,000,000	-	1,954,480,000	985,780,000	△968,700,000	翌年度繰越額 968,700,000円
第4項 負担金	314,013,000	108,974,000	422,987,000	3,975,642	-	426,962,642	364,885,553	△62,077,089	
第5項 固定資産売却代金	5,405,000	△5,400,000	5,000	-	-	5,000	5,250	250	(うち、消費税及び地方消費税相当分250円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	14,031,179,000	△2,183,852,000	円 -	11,847,327,000	1,048,939,370	円 -	12,896,266,370	9,085,138,112	3,744,043,000	円 -	3,744,043,000	67,085,258	
第1項 建設改良費	5,716,876,000	380,628,000	-	6,097,504,000	1,048,939,370	-	7,146,443,370	3,335,315,755	3,744,043,000	-	3,744,043,000	67,084,615	(うち、消費税及び地方消費税相当分135,243,623円)

第2項	企業債 償還金	8,314, 303,000	△2,564, 480,000	-	5,749, 823,000	-	-	5,749, 823,000	5,749 822,357	-	-	-	643
-----	------------	-------------------	--------------------	---	-------------------	---	---	-------------------	------------------	---	---	---	-----

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,853,139,309円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額734,917円、過年度分損益勘定留保資金687,592,960円及び当年度分損益勘定留保資金3,164,811,432円で補てんした。

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善及び公用水域の水質保全のため、計画区域内の下水道整備を順次進めています。年度末における処理区域内面積は、5,178.8ha、処理区域内人口は278,811人、前年度と比較してそれぞれ42.9ha、1,839人増加し、この結果下水道普及率は84.3%となりました。

なお、年間総処理水量は、40,309,135㎡となり、前年度と比較して1,702,399㎡減少しました。このうち、年間有収水量は、26,869,714㎡で、前年度と比較し965,340㎡増加しております。

(ロ) 工事状況

管渠建設事業、ポンプ場建設事業、処理場建設事業及び特定環境保全公共下水道事業は、国庫補助金を最大限に活用したほか、老朽管の改築や維持管理を推進しました。

管渠建設事業は、1,914,853千円の事業費をもって、雨水幹線として、太平洋2号幹線を築造したほか、仁井田地区・四ツ小屋地区・手形地区・広面地区・金足地区・将軍野地区・浜田地区・新屋地区などで汚水および雨水の面整備を行い、合計13,621mの管渠を布設し、普及率の向上や浸水区域の解消に努めたところであります。さらに栖山地区・旭北地区などにおいて老朽管の改築や維持補修を実施

するとともに新屋地区の合流区域において水質改善事業に着手し、事故の未然防止、生活環境の改善に努めたところであります。

特定環境保全公共下水道事業は、37,330千円の事業費をもって、雄和地区においてマンホールポンプ設置工事を実施しました。

ポンプ場建設事業は、595,433千円の事業費をもって川口汚水中継ポンプ場他の遠方監視制御設備更新工事などを実施しました。

処理場建設事業は、399,211千円の事業費をもって八橋終末処理場の汚泥脱水設備などの更新工事を実施しました。

(ハ) 財政状況

収入面では、経営の根幹をなす下水道使用料が、市町合併分が加わったことから、前年度と比較して2.5%の増となっております。また、支出面では、諸経費の削減に努めた結果、419,597千円の純利益が生じ、累積欠損金を解消し、268,646千円の利益剰余金を計上しております。

以上が本年度の概況であります。今後も市民が安全で快適な暮らしができる生活環境をめざし計画的な下水道整備に努めてまいります。また、水洗化の普及促進による有収水量の確保や適切な事業選択による一層の経費節減を行い、効率的で効果的な事業経営に努め、経営の健全化に向けて努力してまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第112号	平成16年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	平成 年 月 日 17. 7. 4	平成 年 月 日 17. 7. 25
第120号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	17. 9. 12	17. 10. 3
第121号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	17. 9. 12	17. 10. 3
第130号	平成17年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	17. 9. 12	17. 10. 3
第131号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	17. 11. 7	17. 11. 7
第133号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	17. 11. 7	17. 11. 7
第137号	平成16年度河辺町一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	17. 11. 7	17. 12. 5
第138号	平成16年度雄和町一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	17. 11. 7	17. 12. 5
第175号	平成17年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	17. 12. 5	17. 12. 22
第17号	平成18年度秋田市下水道事業会計予算の件	18. 2. 27	18. 3. 23
第30号	平成17年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	18. 2. 27	18. 3. 13
第34号	秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第35号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第36号	秋田市職員の修学部分休業に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第37号	秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例を設定する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第38号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第39号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第53号	秋田市地域下水道条例の一部を改正する件	18. 2. 27	18. 3. 23
第71号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	18. 3. 13	18. 3. 23

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
平成年月日			平成年月日
17. 7. 22	秋 田 県 知 事	平成17年度起債許可申請	許可 17. 7. 26
18. 2. 21	秋 田 県 知 事	平成17年度起債許可申請	許可 18. 2. 27
18. 3. 20	秋 田 県 知 事	平成17年度起債許可申請	許可 18. 3. 22
18. 3. 24	秋 田 県 知 事	平成17年度起債許可申請	許可 18. 3. 27

(4) 職員に関する事項

事務職員主事	技術職員技師	計
20人	63人	83人 (うち資本勘定支弁職員33人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項  
該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

管渠建設事業

(イ) 管渠布設 13,621m

特定環境保全公共下水道事業

(イ) マンホールポンプ設置 一式

(2) 改良工事の概況

(イ) 管渠布設替等 旭北栄町ほか 472m

(ロ) 川口汚水中継ポンプ場他場内整備

遠方監視制御設備更新 一式

(ハ) 中島汚水中継ポンプ場場内整備

汚水ポンプ・脱臭設備更新 一式

(ニ) 新屋汚水中継ポンプ場場内整備

沈砂池設備更新 一式

(ホ) 八橋終末処理場施設整備

汚泥脱水設備更新ほか 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 管渠修繕 405件

3 業 務

(1) 業務量	公 共 下 水 道	特定環境 保全公共 下 水 道	計
排水戸数	95,544 戸	381 戸	95,925 戸
処理区域内人口	277,038 人	1,773 人	278,811 人
年間総処理水量	40,030,179 m <sup>3</sup>	278,956 m <sup>3</sup>	40,309,135 m <sup>3</sup>
一日平均処理水量	109,672 m <sup>3</sup>	764 m <sup>3</sup>	110,436 m <sup>3</sup>
有収水量	26,651,064 m <sup>3</sup>	218,650 m <sup>3</sup>	26,869,714 m <sup>3</sup>
有収率	66.6 %	78.4 %	66.7 %
管渠布設総延長	1,356,453 m	32,133 m	1,388,586 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調定額	収入額	未収額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	7,255,561,350	6,785,989,070	469,572,280	93.4
	(7,503,002,765)	(7,009,965,993)	(493,036,772)	(93.4)
営業外収益	2,622,213,490	2,622,040,868	172,622	99.9
	(2,622,232,583)	(2,622,052,911)	(179,672)	(99.9)
特別利益	45,001,708	23,306,453	21,695,255	51.8
	(47,253,152)	(24,472,836)	(22,780,316)	(51.8)
合 計	9,922,776,548	9,431,336,391	491,440,157	94.9
	(10,172,488,500)	(9,656,491,740)	(515,996,760)	(94.9)

注( )内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営業費用	6,161,723,969
	(6,268,866,951)
営業外費用	3,315,591,380
	(3,456,460,939)
特別損失	25,863,386
	(26,827,880)
合 計	9,503,178,735
	(9,752,155,770)

注( )内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

## 4 会 計

## (1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 17. 8. 1	公共下水道築造工事 四ツ小屋小阿地字柳林地内ほか	39,469,500 <sup>円</sup>	藤重建設株式会社 代表取締役 佐藤 重蔵
17. 8. 22	公共下水道築造工事 手形字西谷地地内(1)	25,074,000	藤和建设株式会社 代表取締役 加藤 司
17. 8. 22	公共下水道築造工事 外旭川字四百刈地内ほか	37,494,450	藤重建設株式会社 代表取締役 佐藤 重蔵
17. 9. 5	公共下水道築造工事 下新城中野字前谷地地内(1)	21,618,450	株式会社村上組 代表取締役 村上喜久男
17. 9. 5	公共下水道新屋汚水中継ポンプ場 沈砂池設備更新電気設備工事	27,300,000	秋田電機建設株式会社 代表取締役 近藤 和生
17. 9. 5	公共下水道太平川2号幹線築造工事 手形字西谷地地内	48,592,950	藤和建设株式会社 代表取締役 加藤 司
17. 9. 13	公共下水道築造工事 桜三丁目地内	23,079,000	久八建設株式会社 代表取締役 鈴木 正美
17. 9. 13	公共下水道築造工事 飯島字天ノ袋地内	32,500,650	株式会社新秋管業建設 代表取締役 堀井 三雄
17. 9. 13	下水道管渠改築工事 秋田市土崎港東二丁目地内	41,970,600	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
17. 9. 13	公共下水道築造工事 四ツ小屋字中野地内(1)	44,917,950	株式会社タキ造園土木建設 代表取締役 正木 孝輝
17. 9. 13	公共下水道築造工事 雄和相川字高野地内	45,011,400	秋田十條緑化株式会社 代表取締役社長 加藤 洸一
17. 9. 13	公共下水道中島汚水中継ポンプ場汚水ポンプ・脱臭設備更新電気設備工事	45,360,000	羽後電設工業株式会社 代表取締役 七山 慎一
17. 9. 13	公共下水道築造工事 雄和相川字銅屋地内	48,707,400	有限会社二木組 代表取締役 二木 清
17. 9. 13	公共下水道新屋汚水中継ポンプ場沈砂池 設備更新機械設備工事	74,714,850	株式会社大原鉄工所 代表取締役社長 大原 興人
17. 9. 13	公共下水道中島汚水中継ポンプ場汚水ポンプ・脱臭設備更新機械設備工事	79,011,450	株式会社大原鉄工所 代表取締役社長 大原 興人
17. 9. 13	下水道管渠改築工事 秋田市中通七丁目地内	85,323,000	株式会社羽州建設 代表取締役 秋川 隆夫
17. 9. 13	公共下水道八橋終末処理場2系スクリーンかす設備更新機械設備工事	112,350,000	株式会社クボタ東北支社 支社長 佐々木宗男
17. 9. 13	公共下水道川口汚水中継ポンプ場他遠方 監視制御設備更新工事	140,490,000	日本電機興業株式会社 代表取締役 進藤 正己
17. 9. 13	公共下水道八橋終末処理場汚泥脱水設備 更新機械設備工事	180,600,000	三機工業株式会社東北支店 支店長 中井 幸彦
17. 9. 20	公共下水道築造工事 濁川字家ノ前地内	20,350,050	秋田ライン興業株式会社 代表取締役 菊池 信俊
17. 9. 20	公共下水道築造工事 下浜羽川字家ノ腰地内ほか	24,150,000	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望
17. 9. 20	公共下水道築造工事 上北手猿田字館ノ下地内ほか	58,174,200	合名会社伊藤組 代表社員 伊藤 徳雄
17. 9. 20	公共下水道八橋終末処理場汚泥脱水設備 更新電気設備工事	59,745,000	菱明三菱電機機器販売株式会社 取締役社長 宝田 史郎
17. 9. 27	公共下水道築造工事 下新城中野字街道端西(1)地内ほか	29,558,550	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦 稔
17. 9. 27	公共下水道築造工事 新屋比内町地内(1)	31,579,800	秋田舗道株式会社 代表取締役社長 福岡 政弘

17. 10. 4	公共下水道築造工事 仁井田本町三丁目地内(3)	21,196,350	秋田中央建設株式会社 代表取締役 田口 忠彦
17. 10. 4	公共下水道築造工事 横森三丁目地内	21,714,000	有限会社秋基工業 代表取締役 樋渡 聡
17. 10. 4	公共下水道築造工事 新藤田字高梨台(1)地内	24,675,000	秋田中央建設株式会社 代表取締役 田口 忠彦
17. 10. 4	公共下水道築造工事 桜二丁目地内	26,047,350	旭建設株式会社 代表取締役 渡辺 憲介
17. 10. 11	公共下水道築造工事 手形字十七流地内	26,242,650	北日本開発コンサルタント株式会社 代表取締役社長 酢屋 太
17. 10. 11	公共下水道築造工事 広面字碓地内	27,914,250	秋田県農土木事業協同組合 理事長 佐藤 昭七
17. 10. 11	公共下水道築造工事 広面字糠塚地内(2)	28,341,600	株式会社黒澤塗装工業 代表取締役 黒澤 道信
17. 10. 18	公共下水道築造工事 新藤田字治郎沢地内	25,800,600	株式会社工藤組 代表取締役社長 工藤 吉春
17. 10. 18	公共下水道築造工事 柳田字鳥越地内	30,308,250	秋王建設株式会社 代表取締役 穂積稜威郎
17. 10. 25	公共下水道築造工事 新藤田字中山台地内	21,336,000	塚田工業株式会社 代表取締役 塚田 哲雄
17. 10. 25	公共下水道築造工事 四ツ小屋字中野地内(3)	23,940,000	株式会社進藤組 代表取締役 永井 泉
17. 10. 27	公共下水道築造工事に伴う融雪施設復旧工事 浜田字後谷地地内ほか	22,734,600	秋田電機建設株式会社 代表取締役 近藤 和生
17. 11. 1	公共下水道築造工事 横森五丁目地内	20,769,000	株式会社中山組 代表取締役 千葉 利則
17. 11. 1	公共下水道築造工事 四ツ小屋末戸松本字古川敷地内ほか	28,834,050	秋田ニチレキ株式会社 代表取締役 中林 亨
17. 11. 1	公共下水道築造工事 河辺諸井字上諸井地内ほか	61,623,450	株式会社菅原組 代表取締役 菅原 正之
17. 11. 1	公共下水道築造工事 河辺諸井字下諸井地内ほか	67,666,200	株式会社秋田デックライト 代表取締役 今 洵
17. 11. 8	公共下水道築造工事 仁井田字大野地内(2)	21,735,000	株式会社田村建設 代表取締役 田村 典美
17. 11. 15	公共下水道築造工事 四ツ小屋字中野地内(2)	24,672,900	株式会社進藤組 代表取締役 永井 泉
17. 11. 29	公共下水道築造工事 広面字糠塚地内(1)	31,220,700	有限会社秋基工業 代表取締役 樋渡 聡
17. 12. 6	公共下水道築造工事 浜田字館ノ丸地内	22,711,500	大翔建設株式会社 代表取締役 相場 義春
17. 12. 27	公共下水道築造工事 仁井田目長田一丁目地内	25,474,050	旭建設株式会社 代表取締役 渡辺 憲介
17. 12. 27	公共下水道築造工事 下新城字中野字前谷地地内(2)	26,483,100	株式会社工藤組 代表取締役社長 工藤 吉春
18. 1. 17	桜ガ丘公共下水道築造工事に伴う排水設備工事 秋田市桜ガ丘四丁目地内	57,960,000	株式会社東北機械製作所 取締役社長 高屋 征照
18. 2. 21	公共下水道山王北幹線築造工事 山王一丁目地内ほか	177,450,000	鉄建・三勇建設工事共同企業体 代表者 鉄建建設株式会社東北支店 執行役員支店長 坂口 稔
18. 3. 14	公共下水道山王北幹線築造工事に伴う排水設備工事 秋田市八橋本町六丁目地内	51,203,041	株式会社荏原製作所東北支店 支店長 沢井 貞次
18. 3. 28	公共下水道築造工事 四ツ小屋末戸松本字堂ノ前地内ほか	24,673,950	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤 満



18. 3. 31	公共下水道山王北幹線築造工事(2) 八橋本町六丁目地内	39,021,150	秋田舗道株式会社 代表取締役社長 福岡 政弘
-----------	--------------------------------	------------	---------------------------

## (2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 103,642,173,331円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

## (3) その他会計経理に関する重要事項

平成16年度秋田市下水道事業会計決算認定の件は不認定となった。

5 附帯事項  
該当事項なし

## II 平成18年度上半期の執行状況

## 1 収入および支出の概況

## (1) 一般会計

## 歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	収 入 額 (B)	収入率 (B)/(A)
市 税	42,679,431	22,586,549	52.9
地 方 譲 与 税	3,481,904	1,462,162	42.0
利 子 割 交 付 金	119,079	54,674	45.9
配 当 割 交 付 金	35,287	29,383	83.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	18,407	122	0.7
地 方 消 費 税 交 付 金	3,200,389	1,951,505	61.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	82,499	23,513	28.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	352,443	122,813	34.8
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	10,461	-	0.0
地 方 特 例 交 付 金	1,075,000	1,155,894	107.5
地 方 交 付 税	23,038,000	15,216,527	66.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	110,000	64,148	58.3
分 担 金 及 び 負 担 金	1,085,412	372,327	34.3
使 用 料 及 び 手 数 料	2,232,034	1,112,075	49.8
国 庫 支 出 金	13,593,849	4,410,391	32.4
県 支 出 金	4,084,542	634,283	15.5
財 産 収 入	452,787	169,516	37.4
寄 附 金	1	1,210	121,000.0
繰 入 金	2,371,527	-	0.0
繰 越 金	1,427,671	1,636,036	114.6
諸 収 入	6,174,825	412,513	6.7
市 債	12,380,900	195,700	1.6
合 計	118,006,448	51,611,341	43.7

## 歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	支 出 額 (B)	支出率 (B)/(A)
議 会 費	753,054	371,372	49.3
総 務 費	13,561,303	5,939,029	43.8
民 生 費	31,498,372	10,846,861	34.4
衛 生 費	9,058,698	3,959,343	43.7
労 働 費	415,705	324,415	78.0
農 林 水 産 業 費	2,238,409	545,832	24.4
商 工 費	6,121,858	4,590,628	75.0
土 木 費	23,069,292	9,283,460	40.2
消 防 費	3,318,170	1,463,940	44.1
教 育 費	11,835,967	4,817,568	40.7
災 害 復 旧 費	29,428	6,714	22.8
公 債 費	15,963,953	6,319,825	39.6
諸 支 出 金	68,240	50,040	73.3
予 備 費	73,999	-	0.0
合 計	118,006,448	48,519,027	41.1

※予算額は9月補正後の予算現額で、繰越事業分・予備費充用分を含む。

※収入額、支出額は平成18年4月1日から9月30日までの実績で、繰越事業を含む。

(2) 特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	収 入 額 (B)	収入率 (B)／(A)
土地区画整理会計	1,939,001	197,808	10.2
市有林会計	182,173	9,915	5.4
市営墓地会計	71,483	35,242	49.3
中央卸売市場会計	672,437	168,940	25.1
農業集落排水会計	1,606,369	493,910	30.7
大森山動物園会計	374,866	60,504	16.1
廃棄物発電会計	149,649	96,873	64.7
国民健康保険事業会計	28,703,752	8,642,728	30.1
老人保健医療事業会計	29,980,380	12,501,966	41.7
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	86,477	88,591	102.4
介護保険事業会計	16,898,943	7,173,859	42.5
合 計	80,665,530	29,470,336	36.5

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	支 出 額 (B)	支出率 (B)／(A)
土地区画整理会計	1,939,001	741,870	38.3
市有林会計	182,173	112,979	62.0
市営墓地会計	71,483	22,544	31.5
中央卸売市場会計	672,437	343,001	51.0
農業集落排水会計	1,606,369	627,589	39.1
大森山動物園会計	374,866	177,250	47.3
廃棄物発電会計	149,649	36,659	24.5
国民健康保険事業会計	28,703,752	11,014,706	38.4
老人保健医療事業会計	29,980,380	13,398,487	44.7
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	86,477	23,261	26.9
介護保険事業会計	16,898,943	6,770,288	40.1
合 計	80,665,530	33,268,634	41.2

※予算額は9月補正後の予算現額で、繰越事業分を含む。

※収入額、支出額は平成18年4月1日から9月30日までの実績で、繰越事業を含む。

2 一時借入金の現在高

平成18年9月30日現在、一時借入金の現在高 0円

3 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市病院事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
病 院 事 業 収 益	9,042,180,000	4,844,830,653	53.6
医 業 収 益	8,093,920,000	4,052,162,737	50.1
医 業 外 収 益	948,259,000	792,465,574	83.6
特 別 利 益	1,000	202,342	20,234.2

支 出

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
病 院 事 業 費 用	9,164,296,000	4,192,259,064	45.7
医 業 費 用	8,765,076,000	4,051,190,551	46.2
医 業 外 費 用	370,120,000	134,363,114	36.3

特 別 損 失	27,100,000	6,705,399	24.7
予 備 費	2,000,000	-	-

イ 資本的収支

収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
資 本 的 収 入	850,210,000	140,094,000	16.5
企 業 債	575,900,000	-	-
出 資 金	274,310,000	140,094,000	51.1

支 出

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
資 本 的 支 出	1,199,762,000	345,615,405	28.8
建 設 改 良 費	611,157,000	77,382,647	12.7
企 業 債 償 還 金	588,605,000	268,232,758	45.6

② 秋田市病院事業会計試算表 (平成18年9月30日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
6,084,208,063	有 形 固 定 資 産	
706,500	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
647,972,644	現 金 ・ 預 金	
1,609,046,970	未 収 金	
100,000	有 価 証 券	
47,820,344	貯 蔵 品	
95,518,191	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	引 当 金	38,957,000
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	327,966,710
	預 り 金	43,724,185
	そ の 他 流 動 負 債	6,118,889
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	4,484,163,797
	借 入 資 本 金	5,607,116,653
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	430,969,922
3,153,297,250	欠 損 金	
	(病 院 事 業 収 益)	
	医 業 収 益	4,047,212,567
	医 業 外 収 益	791,296,855
	特 別 利 益	202,342
	(病 院 事 業 費 用)	
3,997,997,211	医 業 費 用	
134,363,114	医 業 外 費 用	
6,698,633	特 別 損 失	
15,777,728,920	合 計	15,777,728,920

## (2) 秋田市水道事業の経理の状況

## ① 予算の執行状況

## ア 収益的収支

## 収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
上水道事業収益	7,567,000,000	3,656,653,580	48.3
営業収益	7,466,891,000	3,627,287,877	48.6
営業外収益	100,099,000	29,065,849	29.0
特別利益	10,000	299,854	2,998.5
簡易水道事業収益	337,324,000	114,039,804	33.8
営業収益	258,199,000	114,039,804	44.2
営業外収益	79,125,000	—	—
合 計	7,904,324,000	3,770,693,384	47.7

## 支 出

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
上水道事業費用	7,416,475,480	2,195,824,647	29.6
営業費用	6,128,244,480	1,617,101,432	26.4
営業外費用	1,237,861,000	534,078,979	43.1
特別損失	48,570,000	44,644,236	91.9
予備費	1,800,000	—	—
簡易水道事業費用	420,471,000	109,587,867	26.1
営業費用	301,299,000	53,690,154	17.8
営業外費用	118,292,000	55,595,593	47.0
特別損失	880,000	302,120	34.3
合 計	7,836,946,480	2,305,412,514	29.4

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

## イ 資本的収支

## 収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
上水道資本的収入	2,341,973,000	1,055,966,750	45.1
企業債	1,588,200,000	655,900,000	41.3
出資金	106,660,000	34,023,000	31.9
補助金	289,305,000	157,263,000	54.4
固定資産売却代金	10,000	—	—
負担金及び寄附金	357,798,000	208,780,750	58.4
簡易水道資本的収入	688,327,000	309,365,176	44.9
企業債	362,100,000	183,100,000	50.6
出資金	91,068,000	—	—
補助金	226,410,000	116,617,000	51.5
負担金及び寄附金	8,749,000	9,648,176	110.3
合 計	3,030,300,000	1,365,331,926	45.1

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

## 支 出

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
上水道資本的支出	5,093,045,870	2,186,993,038	42.9
建設改良費	3,006,127,870	1,159,400,312	38.6
企業債償還金	2,086,918,000	1,027,592,726	49.2
簡易水道資本的支出	805,647,100	390,969,212	48.5
建設改良費	623,863,100	321,829,050	51.6
企業債償還金	181,784,000	69,140,162	38.0
合 計	5,898,692,970	2,577,962,250	43.7

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（平成18年9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（固 定 資 産）	
60,938,842,066	有 形 固 定 資 産	
4,573,991,832	無 形 固 定 資 産	
	（流 動 資 産）	
2,632,005,574	現 金 ・ 預 金	
515,483,008	未 収 金	
40,114,775	貯 蔵 品	
575,043,000	前 払 金	
110,042,578	そ の 他 流 動 資 産	
	（固 定 負 債）	
	引 当 金	1,919,557,120
	（流 動 負 債）	
	未 払 金	10,988,462
	預 り 金	221,083,048
	そ の 他 流 動 負 債	186,125,199
	（資 本 金）	
	自 己 資 本 金	6,138,464,823
	借 入 資 本 金	31,740,973,486
	（剰 余 金）	
	資 本 剰 余 金	27,436,710,874
	利 益 剰 余 金	400,573,329
	（上水道事業収益）	
	営 業 収 益	3,458,087,393
	営 業 外 収 益	29,030,174
	特 別 利 益	285,500
	（上水道事業費用）	
1,580,631,278	営 業 費 用	
534,078,979	営 業 外 費 用	
42,526,124	特 別 損 失	
	（簡易水道事業収益）	
	営 業 収 益	108,882,868
	（簡易水道事業費用）	
52,119,534	営 業 費 用	
55,595,593	営 業 外 費 用	
287,935	特 別 損 失	
71,650,762,276	合 計	71,650,762,276

(3) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

（単位：円、％）

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
下 水 道 事 業 収 益	10,001,572,000	7,025,941,041	70.2
営 業 収 益	7,643,218,000	4,919,273,977	64.4
営 業 外 収 益	2,358,352,000	2,056,304,688	87.2
特 別 利 益	2,000	50,362,376	2,518,118.8

支 出

（単位：円、％）

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
下 水 道 事 業 費 用	9,843,644,000	2,330,841,162	23.7
営 業 費 用	6,589,196,000	939,461,250	14.3
営 業 外 費 用	3,216,597,000	1,361,429,705	42.3

特 別 損 失	35,301,000	29,950,207	84.8
予 備 費	2,550,000	-	-

イ 資本的収支

収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
資 本 的 収 入	11,773,087,000	2,550,952,446	21.7
企 業 債	8,066,100,000	1,299,400,000	16.1
出 資 金	1,023,741,000	511,872,000	50.0
補 助 金	2,061,000,000	528,800,000	25.7
負 担 金	622,245,000	210,880,446	33.9
固 定 資 産 売 却 代 金	1,000	-	-

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
資 本 的 支 出	15,649,748,000	6,441,263,546	41.2
建 設 改 良 費	8,544,978,000	3,008,997,893	35.2
企 業 債 償 還 金	7,104,770,000	3,432,265,653	48.3

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表 (平成18年9月30日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
186,984,691,090	有 形 固 定 資 産	
9,720,193,449	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
663,055,008	現 金 ・ 預 金	
806,930,013	未 収 金	
401,756,300	前 払 金	
167,691,681	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	333,948,303
	引 当 金	112,095,000
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	15,864,750
	そ の 他 流 動 負 債	132,016,867
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	14,249,755,060
	借 入 資 本 金	101,175,359,375
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	77,855,638,177
	利 益 剰 余 金	268,646,564
	(下 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	4,792,800,776
	営 業 外 収 益	2,056,303,167
	特 別 利 益	47,973,552
	(下 水 道 事 業 費 用)	
906,048,585	営 業 費 用	
1,361,429,705	営 業 外 費 用	
28,605,760	特 別 損 失	
201,040,401,591	合 計	201,040,401,591

**秋田市公告**

次のとおり公示による通知がありましたので、土地収用法施行令第6条の2において準用する同令第5条第4項の規定により公告する。

平成19年1月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事件名

市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件

2 通知書の名称

平成18年12月20日付け秋収委-96「審理の開始について（通知）」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字島下り2番および秋田県秋田市下新城笠岡字島下り24番の土地の所有者

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	納品場所	納入期限
第1号	秋田市水道100年史制作業務委託	秋田市上下水道局 総務課	平成19年9月28日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。
- エ 過去5年間に市史等の校正を含む印刷製本の実績があること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年1月31日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契約日 平成19年2月2日(金)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成19年1月24日(水)までに、

細谷 清二 住所不明

ただし、住民票では秋田市飯島松根東町2番87号

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

- (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）
- (2) 掲示を始めた年月日 平成19年1月30日
- (3) 掲載される公報 平成19年1月30日付けの秋田県公報

**上下水道局公告**

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成19年1月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。また、印刷製本の実績については成果品を申込書提出時に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年1月12日(金)から平成19年1月24日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年1月25日(木)午後1時に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年1月12日(金)から平成19年1月30日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書は、返却しない。なお、成果品については、後日お返しいたします。
- (3) 申込書等の提出等に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

#### 秋田市上下水道局公告

次のとおり公共下水道雄物川左岸3-1号幹線築造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成19年1月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

#### 1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 下管渠 第99号
- (3) 工 事 名 公共下水道雄物川左岸3-1号幹線築造工事
- (4) 工 事 場 所 新屋扇町地内
- (5) 工 事 概 要
- 管きょ工（推進）
- 下水道用鉄筋コンクリート管（φ1,500mm） L=456.00m  
マンホール工
- 組立矩形マンホール（□2,200\*2,200mm） N=1 箇所  
特殊マンホール工
- 現場打ちマンホール（□2,900\*1,500mm） N=1 箇所  
立坑工
- 発進立坑・到達立坑 N=2 箇所
- (6) 工 事 期 限 平成19年3月30日(金)まで
- (7) 予 定 価 格 283,776,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成19年2月14日(水)
- (9) 契約予定期日 平成19年2月20日(火)
- (10) 注 意 事 項
- ア この入札は電子入札により執行する。
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- ウ 本市では、設計金額が5千万円以上の工事について、低入札価格調査制度を採用している。
- エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項
- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただ

し、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

#### (2) 共同企業体の構成員に関する事項

##### 代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。かつ、その申請が有効期間満了日を経過していないこと。
- イ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（直近の審査結果通知書）の土木一式工事の総合評定値（P）が1,300点以上であること。
- エ 過去10年以内に国内において中大口径推進工法（内径800mm以上のものに限る）による下水道管渠建設工事の元請けの実績があること。
- オ 秋田市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。
- カ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- キ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- ク 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

##### 代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事業のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。
- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。
- エ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- オ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

#### 3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成19年1月29日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））（代表者の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付のこと。）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し
- ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））
- エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））
- オ 誓約書（様式5（省略））
- (2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体とし



て電子証明書を購入しなければならない。  
 ア BizLink 電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書 (JV)  
 イ 代表者となる者の印鑑登録証明書の原本 (発行日から3ヶ月以内のもの)  
 ウ 委任状 (代表者から支店・営業所等へ委任されている者に限る)

(3) 申請書等の提出  
 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申請書等の受付  
 申請書等は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間 平成19年1月16日(火)から平成19年1月29日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当  
 ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページ ([http://www.nttbiz.com/service/ca/bizca/aki-ca/page\\_jv.html](http://www.nttbiz.com/service/ca/bizca/aki-ca/page_jv.html)) から入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道局事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年2月6日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物件名	納品場所	履行期間
第23号	活性炭購入	秋田市上下水道局八橋下水道終末処理場、金足浄化センター、新屋ポンプ場内の局が指定した場所	契約日から平成19年3月16日まで

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件  
 次のすべてを満たすこと  
 ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。  
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 ウ 秋田市の入札参加資格の停止および指名停止期間中ではないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年2月5日(月) 午前10時  
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8  
 秋田市上下水道局 3階 入札室  
 入札保証金 免除

- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部  
 秋田市山王一丁目2番35号 (市役所山王別館1階)  
 電話 018-863-2581 F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成19年1月16日(火)から平成19年2月7日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 10,660円 (設計書460円、図面10,200円) (税込) (CD-ROM 無)
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること)により、平成19年2月7日(水)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)
- (8) 閲覧期間 平成19年1月16日(火)から平成19年2月13日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市役所財政部契約課工事契約担当  
 電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
 平成19年1月19日  
 秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正敏

- 契約日 平成19年2月7日(水)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札

を1回に限り行う。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年1月31日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成19年1月19日(金)から平成19年1月31日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
ウ 申込書・入札書・委任状等  
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第24号	土木工事積算システム用クライアントコンピュータ、モノクロプリンタおよび大判カラープロット購入	秋田市上下水道局下水道建設課および維持管理課内指定場所	平成19年3月30日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年2月14日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8  
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年2月16日(金)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
  - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年2月1日(木)午後1時に通知する。
- 5 仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成19年1月19日(金)から平成19年2月2日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書は、返却しない。
  - (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成19年1月26日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年2月7日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成19年1月26日(金)から平成19年2月7日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
ウ 申込書・入札書・委任状等  
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年2月8日(木)午後には通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年1月26日(金)から平成19年2月13日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

